

令和 3 年 第 1 回 (定例)
須 恵 町 議 会 会 議 録

令和 3 年 3 月 3 日

令和 3 年 3 月 8 日

令和 3 年 3 月 9 日

令和 3 年 3 月 19 日

議 会 事 務 局

目 次

第 1 号 (3 月 3 日)

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	2
出 席 議 員	3
欠 席 議 員	3
議会事務局職員出席者	3
説明のため出席した者	3
開会・開議宣言	4
会期の決定について	4
会議録署名議員の指名について	5
町 長 諸 報 告	5
議 会 報 告	12
令和2年発議第2号	16
発議第 1 号	19
議案第 4 号	21
議案第 5 号	22
議案第 6 号	23
議案第 7 号	23
議案第 8 号	24
議案第 9 号	25
議案第 10 号	26
議案第 11 号	29
議案第 12 号	31
議案第 13 号	32
議案第 14 号	34
議案第 15 号	35
議案第 16 号	36
議案第 17 号	37
議案第 18 号	37
議案第 19 号	37
議案第 20 号	37
議案第 21 号	38
議案第 22 号	38
議案第 23 号	38
散 会	45

第 2 号 (3 月 8 日)

議 事 日 程	46
本日の会議に付した事件	46
出 席 議 員	46
欠 席 議 員	47
議会事務局職員出席者	47
説明のため出席した者	47
開 議 宣 言	48
発議第 1 号	48
議案第 5 号	49
議案第 7 号	50
議案第 8 号	51
議案第 9 号	52
議案第 10 号	53
議案第 11 号	55
議案第 12 号	56
議案第 13 号	58
議案第 14 号	59
議案第 15 号	60
散 会	61

第 3 号 (3 月 9 日)

議 事 日 程	62
本日の会議に付した事件	62
出 席 議 員	62
欠 席 議 員	62
出席停止議員	62
議会事務局職員出席者	62
説明のため出席した者	63
開 議 宣 言	64
14番 議員 今村 桂子	64
6 番 議員 川口 満浩	77
散 会	84

第 4 号 (3 月 19 日)

議 事 日 程	85
本日の会議に付した事件	85
出 席 議 員	85
欠 席 議 員	86
議会事務局職員出席者	86
説明のため出席した者	86
開 議 宣 言	87
議案第 16 号	87
議案第 17 号	88
議案第 18 号	89
議案第 19 号	89
議案第 20 号	89
議案第 21 号	89
議案第 22 号	89
議案第 23 号	89
委員会の閉会中の継続調査について	99
閉 会	100

議事日程(第1号)

令和3年3月3日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 令和2年 発議第2号 児玉求議員に対する懲罰動議
- 追加日程第1 発議第 1号 児玉求議員に対する懲罰動議
- 日程第 6 議案第 4号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第 7 議案第 5号 須恵町外二ヶ町清掃施設組合同約の変更について
- 日程第 8 議案第 6号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同約の一部変更に関する協議について
- 日程第 9 議案第 7号 須恵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第 8号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 9号 町道路線の認定及び廃止について
- 日程第12 議案第10号 令和2年年度須恵町一般会計補正予算(第11号)
- 日程第13 議案第11号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第12号 令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第13号 令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第14号 令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第15号 令和2年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第16号 須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第17号 須恵町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第18号 令和3年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第21 議案第19号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第22 議案第20号 令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第23 議案第21号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第24 議案第22号 令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について

日程第 2 5 議案第 2 3 号 令和 3 年度須恵町水道事業会計予算の提出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 令和 2 年 発議第 2 号 児玉求議員に対する懲罰動議
- 追加日程第 1 発議第 1 号 児玉求議員に対する懲罰動議
- 日程第 6 議案第 4 号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第 7 議案第 5 号 須恵町外二ヶ町清掃施設組合同約の変更について
- 日程第 8 議案第 6 号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同約の一部変更に関する協議について
- 日程第 9 議案第 7 号 須恵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 8 号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 9 号 町道路線の認定及び廃止について
- 日程第 12 議案第 10 号 令和 2 年年度須恵町一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 日程第 13 議案第 11 号 令和 2 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 議案第 12 号 令和 2 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 13 号 令和 2 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 14 号 令和 2 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 15 号 令和 2 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 16 号 須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 17 号 須恵町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 議案第 18 号 令和 3 年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第 21 議案第 19 号 令和 3 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第 22 議案第 20 号 令和 3 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第 23 議案第 21 号 令和 3 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第 24 議案第 22 号 令和 3 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について

出席議員（14名）

1番	白水春夫	2番	男澤一夫
3番	稲永辰己	5番	藤野正剛
6番	川口満浩	7番	児玉求
8番	世利孝志	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	田ノ上真
12番	田原重美	13番	三上政義
14番	今村桂子	15番	松山力弥

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	係長	白水誠
----	-----	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	安河内文彦	総務課長	諸石豊
会計管理者	合屋浩二	子ども教育課理事	御手洗文生
地域振興課長	甲能裕和	上下水道課長	稲永勝章
健康増進課長	今泉英明	住民課長	合屋真由美
福祉課長	吉川聡士	都市整備課長	世利昌信
まちづくり課長	平山幸治	社会教育課長	安河内ひとみ
税務課長	横山剛	住民課参事	百田敦
総務課参事	舩本直明	まちづくり課参事	船井弘喜
子ども教育課参事	吉本孝治	総務課課長補佐	白水婦美
監査委員	吉松辰美		

※ 午後から 安河内文彦教育長 欠席

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。コロナ禍の中で、この1年間議会をやってきたわけ
でございますけども、令和2年度の最後の議会でありますけども、昨年1年は全員そろって、執
行部の方そろって議会がなかなかできませんでしたが、緊急事態宣言が解除されたおかげで、
今日は全員執行部の方が出ておられますので、また3年度の予算もありますし、この議会をち
ゃんと皆さんの審議していただきたいと思っております。どうかよろしくお願いします。

開会前に、広報委員会より会期中の議場内の写真撮影の申し出がっており、許可したいと思
いますので、よろしくお願いします。

ただいまから、令和3年第1回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に、議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。

令和3年第1回定例会議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

2月24日午前10時より議会運営委員会を開催し、令和3年第1回定例会の運営について協
議いたしました。

今回提出された議案は20件、町長諸報告6件、閉会中の組合議会報告4件で、ほかに前定例
会から継続審査の懲罰動議1件でございます。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会8件、文教厚生委員会3件、予算審査特別委
員会7件で、議案第4号及び第6号については、本日提案後採決、議案第18号から23号まで
の令和3年度の新年度予算については一括議題といたします。

次に、日程でございますが、本日当初本会議、4日午前10時から予算審査特別委員会、終了
後、各常任委員会を開催いたします。8日午前10時から中本会議、9日午前9時から一般質問
を行い、終了後に全員協議会を開催いたします。10日午前9時から工事現場視察終了後、総務
建設産業委員会、11日、15日、16日の3日間で新年度の予算審査を行い、16日のみ
13時からとしております。19日10時から最終本会議、終了後に広報特別委員会を開催いた
します。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第1回定例会の会期を本日から3月19日までの17日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第1回定例会の会期を本日から3月19日までの17日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、8番議員、9番議員を指名します。

日程第3. 町長の諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。本日、3月議会を招集しましたところ、議員全員参加の下、当初本会議を開催できますことを心から感謝を申し上げます。

諸般の報告を申し上げます前に、令和2年度はコロナ対策緊急事態宣言発令とともに、令和2年3月議会で承認いただいた事業項目を粛々と遂行していくのはもちろんのこと、新型コロナウイルス感染症防止対策、コロナ禍での災害対策、コロナワクチン接種準備等々、当町議会の御支援、御協力を賜り、何とか乗り切ることができました。この場を借りまして、心から感謝と御礼申し上げます。

このコロナ感染症が蔓延していく中で、不安が募る状況並びに不便を強いたにもかかわらず、我が町の町民の方々は、冷静にそして協力的視野に立ちながら1年間を過ごしていただきましたことに対しまして、この場を借りまして、町民の方々、医療関係者の皆様、企業の方々に心から感謝と御礼を申し上げます。

このコロナ感染症を通して強く感じたことは、我が須恵町議会の質の高さと須恵町民の方々の豊かな心、優しさをひしひしと感じ、すばらしい町であると再認識させられ、須恵町民であることに対して誇りを与えていただいた1年間ありがとうございました。

それに甘えることなく、令和3年度に向かって議員各位、町民の方々、企業の方々、そして役場職員が一丸となってまちづくりが行えるよう努力してまいります。御協力のほど、よろしくお願いたします。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。

令和3年度一般会計当初予算について

まず始めに、令和3年度一般会計当初予算についてでございます。

令和3年度、一般会計の歳入歳出当初予算の総額は、104億1,000万円で、前年度当初予算に比較いたしますと、10億4,000万円の増額、伸び率はプラス11.1%で、100億を超える過去最高額となっております。

まず、歳入予算でございますが、町税につきましては、個人町民税は1.7%の減、法人町民税は25.6%の減、固定資産税におきましては2.7%の減となっております。

町税全体といたしましては、4.3%の減、1億2,900万円余りの減収を見込んでいるところでございます。

次に、地方交付税でございますが、令和3年度の地方財政計画においては、地方交付税の出口ベースの交付額は、令和2年度比5.1%増の見込みで計上されております。

町税は、新型コロナウイルスの影響で減収となることや、歳出項目に地域デジタル社会推進費が臨時費目として創設されることから、本町への交付は20億700万円ほどと見込んでおります。

次に、国庫支出金につきましては2.4%の減、11億3,400万円程度を見込んでおります。

寄附金につきましては、令和3年度もふるさと応援寄附金の増額を見込んで10億5,000万円を計上いたしております。

町債につきましては、臨時財政対策債を43.3%増の4億3,000万円を計上しております。

そのほか、緊急防災・減災事業、第一小学校長寿命化事業、第三小学校校舎改修事業、文化会館舞台照明改修事業、道路改良事業などの財源として、合わせて3億840万円を計上いたしております。

なお、歳入歳出予算、収支不足の財源措置としましては、財政調整基金から繰入金5億2,000万円に対応しております。

次に、歳出予算でございます。

まず、義務的経費の人件費でございますが、先に職員数の状況を報告いたしますと、令和2年度の退職者が5人、採用職員は今年1月の採用を含めて8人となりまして、全職員数は、再任用職員4名、任期つき職員1名合わせて158人となります。

一般会計におきましては、平均年齢は40歳、平均給料月額が3,892円下がっております。

補助費につきましては、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金が8,137万3,000円の増、介護保険事業の地域密着型施設等整備補助金が3,942万4,000円新規計上などにより9.7%の増となっております。

毎年増加を続けております扶助費につきましては、障害者支援費・自立支援給付費が7,992万円の増などにより4.6%の増となっております。

物件費は、ふるさと応援寄附金事業が5億9,646万7,000円の増などで、35.2%の増となっております。

次に、施設整備、基盤整備事業の、いわゆる普通建設事業費でございますが、交付税措置がある起債を活用してアザレアホールの舞台照明改修に1億9,500万円、須恵第三小学校校舎外

壁・防水改修に8,763万4,000円、国庫補助を活用しまして教育施設の環境整備を図ります。

国の社会資本整備総合交付金を活用して新原・旅石線道路改良に、4,100万円を計上しまして、安心・安全のまちづくり、生活環境の維持・向上を図ってまいります。

最後に繰出金でございますが、公共下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険広域連合ほかへの繰出金など、合わせまして13億9,731万円を計上いたしております。

このほかに、新型コロナウイルス対策事業として550万円を計上しておりますが、令和2年度第3次補正分の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金1億4,000万円につきましては、当初予算計上に間に合いませんでしたので、6月定例会もしくは臨時議会で補正をさせていただきたいと今準備しております。

以上、令和3年度の一般会計当初予算の報告でございますが、須恵町の財政状況は新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にありますが、必要とされる施策や事業につきまして、積極的に取り組んだ予算編成ができたものと思っております。

今後も、安全で安心な住みよいまちづくりを目指し、なお一層気持ちを引き締めて、健全な財政運営に努める所存でございますので、どうか議員各位の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年度国民健康保険特別会計当初予算について

次に、令和3年度国民健康保険特別会計当初予算でございます。

予算総額は30億2,100万円、前年度と比較しまして、率で1.7%、金額で5,200万円の減額となっております。

平成30年度の国保制度大改革から4年目を迎え、令和3年度須恵町の国民健康保険の平均被保険者数は、高齢化による後期高齢者医療制度への移行により減少しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、社会保険への移行が減り、転入や社会保険からの加入増加などによりまして、令和2年度と同じく5,800人ほどになる見込みで、予算編成をさせていただいております。

具体的には、歳出におきまして、保険給付費を1人当たりの医療費の増を見込み、対前年度比540万円増額し、21億7,900万円、県から医療給付費等の見込みで示されます国民健康保険事業費納付金は、5,800万を減額し7億7,200万円予算計上いたしております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、被保険者の受診控えと自治体の軽減負担を考慮され、県から示された額でございます。

歳入におきましては、国民健康保険税は、県が市町村ごとに示しました本来の税率や県への納付金を参考に検討を重ね、また、新型コロナウイルス感染症等の影響を加味した結果、令和3年

度におきましても、税率改定は行わず、対前年度比2,000万円の減額となり、保険給付に必要な費用などを県が市町村に支払う保険給付費等交付金に22億円計上いたしております。

本年度も、国から多額な公費が投入され、一般会計からの赤字補填は、当初予算ベースで、対前年度比較2,600万円の減額となっております。

今後も、県や国保連合会の支援を受け、予防・健康づくりの重症化予防など、きめ細かい保健事業をより積極的に展開し、住民皆様の健康保持・増進に一層注力していくことを踏まえ、保健事業を強化し、医療費適正化の推進により、より一層収支両面にわたる効果的かつ効率的な取組に努めてまいりますので、今後とも議員各位の変わらぬ御支援と御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和3年度水道会計予算

次に、令和3年度水道会計予算でございます。

収益的収支予算の収入額は、6億4,939万5,000円で、対前年度比2.2%の増、金額にして1,403万1,000円の増です。これは、給水収益及び水道申込加入金の増によるものでございます。

支出額は、5億9,237万8,000円で、対前年度比1.8%の減、金額にして1,109万4千円の減となっております。人事異動による、人件費等の減額によるものでございます。

令和3年度の収支は、3,035万4,000円の利益剰余金が見込まれております。

次に、資本的収支予算の収入額は、2,700万円で、対前年度比28.6%の増、これは、工事負担金の増によるものでございます。

支出額は、1億8,951万8,000円で、対前年度比9.5%の増、建設改良費の増によるものです。

不足する額1億6,251万8,000円につきましては、損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

それと、もう一つ報告があるんですけども、須恵町が構成団体となっております福岡地区水道企業団最後の水源開発である五ヶ山ダムの水道用水が供給開始され、昭和48年度の企業団設立から行ってきた水源開発が完了いたしました。今後は、施設の維持管理が中心の時代に移行することを報告いたします。今後も、水源の汚染防止を図り、良質な水を安定的に供給できるよう努めてまいります。

本年度実施の新型コロナウイルス感染症に対する町独自支援策について

次に、本年度、令和2年度実施の新型コロナウイルス感染症に対する町独自の支援策について報告申し上げます。

今年度、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、町民や町内で事業をされている方々へ、議

会の御理解と御協力を賜り、町独自の支援策を実施してまいりました。現在実施中の事業もありますが、主な事業について報告させていただきます。

まずは、生活支援商品券ですが、町民の生活支援と町内事業者を支援するため、7月に全世帯、11月に高齢者を対象とした商品券を配布し、配布枚数約34万枚に対し、換金枚数が約30万枚で、約9割の商品券が120の加盟店舗で使用されています。この商品券の利用を通じて、町民の皆さんや町内事業者の方々が少しは元気になっていただけたのではないかと考えております。

商品券は3月末まで使用できますので、まだ御使用されていない方々につきましては、広報等を通じて、お忘れないように御利用していただきますようお願いしております。

次に、小規模事業者応援給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少している小規模事業者を対象に、552事業者の方に対し給付しました。概算であります。町内の約5割の事業者の方に給付することができ、企業活動の維持または継続のために役立てていただけたと思っております。

また、感染リスクを負いながら、町民の生活に必要な施設運営を継続していただいている、医療施設、介護・福祉サービス事業所、私立保育所等の101の事業所や、私立保育所の職員と学童保育指導員152人に対して、感謝と応援の気持ちを込めた給付金を給付させていただきました。まだ先の見えない状況ではありますが、引き続き町民の生活のため、事業運営をお願いしたいと考えております。

事業継続支援事業といたしまして、感染拡大の影響を受けながらも事業継続していただいている事業者や離職等を余儀なくされた町民の方々を支援するため、家賃支援給付金の申請サポートや、正社員雇用促進給付金事業を実施し、町と商工会や企業クラブまたはSUNOBAとの連携により、町内の事業者の支援を行っております。

学校や園に対しては、コロナ禍の中、遠足や修学旅行・社会科見学などの感染防止対策に係る追加費用の補助を行い、安全を確保しながら行事ができるよう実施を支援いたしております。行動の制限が求められる中、万全の安全対策を講じ、校外活動を行うことができたと自負しております。

中学校の修学旅行は、緊急事態宣言の延長により、現在3月中旬の実施に向け、教育委員会のほうで検討をしているところでございます。解除されましたので、実施に当たり、感染防止対策のための補助金の交付を考えております。

昨年12月には、新しい生活様式の実践と定着または持続させることを推進することを目的として、キャッシュレス決済還元キャンペーンを1か月間実施し、新規にキャッシュレスを導入していただいた店舗が20店舗増え、決済金額においては、前月比で290%の決済金額で、約8,700万円の決済額の報告があっております。まさにキャッシュレス決済の普及と消費の喚

起につながる効果があったと考えております。

新型コロナウイルス感染対策につきましては、まだ見通しが立たない状況ではございますが、引き続きアフターコロナになったときに、町民の皆様がにっこり笑えるようなまちづくりの施策を講じてまいりたいと考えております。

新型コロナウイルスワクチン接種について

次に、新型コロナワクチン接種についてでございます。

新型コロナワクチンの接種に当たりましては、2月8日付で地域活性化センター、新型コロナウイルスワクチン接種対策事務局を設置し、専任職員と兼任職員合わせて8名の体制で、町民へのワクチン接種体制を構築中で、4月から開始される見込みの高齢者への接種について準備を進めているところでございます。

新型コロナワクチン接種につきましては、国の方針が状況に応じ、その都度修正されているところでありますが、現時点においては福岡県が実施する医療従事者等に対する優先接種の開始は3月とされているところであり、須恵町医師会及び医療機関の間で、3月中旬からの接種開始として調整を進めております。市町村が実施することとなる高齢者に対する接種は、全国一斉に4月下旬以降からの接種を開始することとされております。

当町におきましては、4月中旬に優先接種の高齢者に対する接種券を送付できるよう、1月27日に補正予算を専決し、ワクチン接種のための接種券送付に向けた接種券の印刷発送に係る準備を今行っている段階でございます。

さらに、2月5日の第1回臨時会において町民の方からの相談や集団接種の予約を受けるコールセンター設置の委託料をはじめとする接種体制確保のための補正予算を議決いただき、現在、国のガイドラインに基づき、コールセンター業務の構築を進めるとともに、町内医療機関の個別接種体制について、3医療機関との調整並びに集団接種の会場を、地域活性化センターとし、準備を進めているところでございます。

3医療機関と申しますのは、御説明申し上げますが、水戸病院、泰平病院、たかさき脳神経外科でございます。

また、国からワクチン保管用の冷凍庫が3台当町に配布される予定であり、その配置場所の調整など準備を進めているところでありますが、当町で1台目となるワクチン接種用の超低温冷凍庫が2月24日に基本型施設の水戸病院に配備されたところであります。

その後、泰平病院、たかさき脳神経外科への配備分として順次配備する予定としておりますが、準備等がありますので、先に当町購入しておりますディープフリーザーを配備し、集団接種会場ともに配備する計画であります。

本町におきましても、まずは医療従事者からの接種が執り行われ、接種終了と同時に高齢者の

接種ができますよう医療従事者の接種会場の貸出し等支援ができるよう体制を準備しております。

今後、須恵町医療機関をはじめ、福岡県、粕屋保健福祉事務所などの指導、御協力を仰ぎながら、ワクチンの供給が開始された際には、速やかに接種対象者へのワクチンが接種できるようさらに準備を進めるとともに、より多くの町民の方々にワクチン接種をしていただけるよう周知に努めてまいります。

私といたしましては、令和3年度最重要施策として、コロナワクチン接種を掲げておりまして、全ての町事業よりも最優先したいと考えております。各種団体や各種施設利用においても、コロナワクチン接種により、大変御不便をおかけしますが、関係各課を通しまして、各団体に対して御理解、御協力を仰ぐ予定といたしております。

須恵町ふるさと応援寄附金事業、須恵町まち・ひと・しごと創生推進寄附金事業について

最後に、須恵町ふるさと応援寄附金事業、須恵町まち・ひと・しごと創生推進寄附金事業について御報告申し上げます。

令和2年度須恵町ふるさと納税事業寄附実績について、3月1日時点、寄附件数約5万8,000件、寄附額約8億5,800万円となっております。寄附額でいうと、前年度より36倍の増となっております。これは、令和2年度から副町長を筆頭にふるさと納税専任チームを組織し、職員と町内事業者が一体となって取り組んでまいりました結果でございます。

この寄附額増額の主な要因といたしましては、年度当初約20品目であった返礼品数を約190品目へ大幅に増加したことによって、全国的に須恵町の認知度が高まり、寄附につながったものと考えられます。その中でも今年度人気だった返礼品としては、「福岡県産あまおう」、「うなぎ蒲焼」、「ローストビーフ」となっております。

現在、令和2年度の寄附実績について他市町村の状況も踏まえて統計調査を行っており、次年度に向け、具体的な施策案を関係者で検討している段階ではありますが、令和3年度須恵町ふるさと納税事業につきましては、業務目標並びに寄附見込額を寄附件数8万4,000件、寄附額を10億5,000万円と想定しております。

したがって、令和3年度当初予算においては、令和3年2月臨時議会補正予算の時点での予算の同額を計上し、さらにふるさと納税受付サイト（さとふる）を再開させることによる寄附額の増額見込みも算入した金額を計上させていただいております。

令和3年度につきましても、引き続きふるさと納税専任チーム並びにSUENOBAとともに、町内事業者と密に連携を図り、本町の魅力、価値を全国の寄附者の皆様へ発信してまいりますので、議員皆様方におかれましては、何とぞ御理解、御協力賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項

につきましては、提案のときに併せて質問をお願いいたします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 事業継続支援事業なんですが、家賃支援給付金申請サポート、これ、SUENOBAに委託されていて、その状況が、給付金の申請サポートが3件、支給3件で、89件の相談があるということで、支給3件というのは何か、その差は何なのかです。

それと、正社員雇用促進給付金が、これも13件の相談があつて、申請が1件通ったという形です。1,500万円の予算が組んでいる。この内容も、ちょっと詳しく教えてください。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 具体的なデータは、今ここに持ちでありませんので、SUENOBAのほうに確認やった上で、詳細について報告させていただきます。

○議長（松山 力弥） いいですね。ほかにありませんね。——ありませんね。これにて質問を終結します。

日程第4. 議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、これより議会報告に入ります。

まず、閉会中に北筑昇華苑組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。

まず、1番、白水春夫君。

○議員（1番 白水 春夫） おはようございます。北筑昇華苑組合議会報告をさせていただきます。

令和3年2月10日に、古賀市役所会議室において、第1回定例会が開催されました。

第1号議案令和2年度北筑昇華苑組合会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,277万3,000円を増額し、歳入歳出それぞれ3億2,730万5,000円とするもので、これは前年度決算額における繰越金の決定による増などで、全員賛成で可決しました。

第2号議案令和3年度北筑昇華苑組合会計予算については、歳入歳出予算の総額それぞれ2億9,546万1,000円と定めるもので、前年度予算額に比べ92万9,000円の増となっており、主な要因は、歳入において諸収入の有価物売却の増、歳出では、葬祭場施設整備費の待合棟改造工事によるもので、全員賛成で可決しました。

その他、火葬受入協定についての報告で、新型コロナウイルスの感染症などにより、通常の施設では困難になった場合などにも、火葬に支障を来すことのないよう、筑紫野市、春日市など、4市1町で構成する筑慈苑施設組合と火葬受入協定の締結に向けた協議を行っています。協定締結となりましたら、改めてお知らせする予定です。

なお、詳細につきましては、議員控室に置いてありますので、御参照ください。

以上、北筑昇華苑組合議会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を求めます。

5番、藤野正剛君。

○議員（5番 藤野 正剛） おはようございます。去る2月12日、令和3年第1回須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会定例会が開催されましたので、報告いたします。

まずは、組合長の諸報告ですが、し尿処理施設酒水園につきましては、放流水は安定した水質が維持されています。各工程の処理機能も、おおむね支障のない状況で順調に稼働しているとのことですが、どの工程においても、機械等の耐用年数が経過しているため、今後も状況に応じた対策・修繕を行いながら、延命化に努めていくとの報告がっております。

また、クリーンパークわかすぎ運営・管理につきましては、RDF施設も19年目となり、老朽化が進んでおりますが、点検・維持補修を繰り返しながら処理を行っているとのことでした。

また、リサイクルプラザにおきましては、同期間に、不燃・資源ごみを処理しており、アルミ缶・スチール缶、その他金属類を資源有価物として売却し、約1,860万円の売却益が出ているとの報告です。

大牟田リサイクル発電事業関係につきましては、令和3年2月4日に第1回運営協議会が開催され、大牟田リサイクル発電事業の令和5年度以降の民間事業者への事業承継及び2021年度事業計画（案）に対し、加入組合全員賛成により決定されたとの報告です。

また、この決定により2021年度のRDF処理委託料単価は、2020年度よりトン当たり5,900円から2021年度は、7,390円となり、1,490円の増額となったとの報告もありました。

RDF施設につきましては、稼働延長の期限が残り7年となってきております。次期施設を整備するに当たり、跡地利用のことなどの地元地区との代表者と協議が進められており、近日中には、地元住民説明会を開催する予定で、令和10年4月に次期施設の供用開始に向け諸準備を行っているとのことでした。

続いて議案です。

議案第1号須恵町外二ヶ町清掃施設組合情報公開条例の制定について、議案第2号須恵町外二ヶ町清掃施設組合個人情報保護条例の制定について、議案第3号須恵町外二ヶ町清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、それぞれ全員賛成で可決しております。

議案第4号令和2年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ751万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億6,110万3,000円とするものです。

主なものとしては、歳入は、構成町3町分担金の減額及び志免町、宇美町2町の受託事業収入の減額となっております。

須恵町負担金につきましては、230万6,000円の減額となっております。

歳出は、ごみ処理施設関係で、需用費の光熱水費の決算見込みによる減額補正が主なもので、全員賛成で可決しております。

議案第5号令和3年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額はそれぞれ20億6,665万4,000円で、前年度比4億106万3,000円の増、24.08%の増額となっております。

須恵町の負担の分担金として4億2,723万7,000円となっており、前年度比8,136万6,000円の増、23.52%の増額となっております。

主な増額要因は、水路改修等の周辺対策工事費とそれに伴う測量設計業務委託料、RDF部品交換用消耗品、施設の老朽化に伴う機械等の修繕料、RDF処理単価の増額による処理委託料の増や、次期ごみ処理施設に係る各種業務委託料などが主なものでございます。

全員賛成で可決しております。

議案第6号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更につきましては、全員賛成で可決しております。

なお、詳細につきましては、議員控室に置いておりますので御参照ください。

以上、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。3番、稲永辰己君。

○議員（3番 稲永 辰己） おはようございます。粕屋南部消防組合議会定例会報告について、令和3年2月19日金曜日に行われました令和3年第1回（2月）粕屋南部消防組合議会定例会について御報告いたします。

消防組合定例会の議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第1号粕屋南部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、電気自動車の急速充電施設等の普及により、対象火器設備等の位置、構造及び管理並びに対象火器具等の取扱いに関する基準を定める省令の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

議案第2号令和2年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,425万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億2,863万5,000円とするもので、年度末における決算見込みによる減額で、全員賛成で可決しました。

議案第3号令和2年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計補正予算（第

1号)については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ312万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,845万4,000円とするもので、年度末の決算見込みによる増額で、全員賛成で可決しました。

議案第4号令和3年度粕屋南部消防組合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,837万円と定めるもので、前年度と比べ1億4,362万2,000円の減となっており、全員賛成で可決しました。

議案第5号令和3年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,424万5,000円と定めるもので、前年度に比べ108万9,000円の減となっており、全員賛成で可決しました。

議案第6号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更については、新規設置された田川地区広域環境衛生施設組合の加入に伴うもので、全員賛成で可決しました。

報告第1号専決処分の報告(専決第1号)については、法律上組合の義務に属する1件50万円以内の賠償額の決定及び和解に関する専決処分で、損害賠償の額等は記載のとおりで、全員賛成で承認しました。

なお、須恵町の令和2年火災、救助、救急状況は、火災10件、前年比3件増、救助9件、前年比6件増、救急1,215件、前年比149件減となっています。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照ください。

以上、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

○議長(松山 力弥) 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。6番、川口満浩君。

○議員(6番 川口 満浩) おはようございます。糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において、令和3年2月25日に、第1回定例会が開催されましたので報告いたします。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更については、田川地区広域環境衛生施設組合が新規設置されることに伴い、規約を変更するもので、全員賛成で可決しました。

議案第2号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,573万2,000円と定めるもので、前年度予算額と比べ593万1,000円の減、総務費において公会計財務書類作成業務委託の費用が増額の要因、事業費において森林整備及び林道維持費の縮小が減額要因となっており、全員賛成で可決しました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いてありますので御参照いただきますようよろ

しくお願いいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか、閉会中の活動につきましては、事前に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問ありませんか。——質問なしと認めます。

これより議事に入りますが、議案第4号及び議案第6号は、議会運営委員会報告にありましたように、提案理由の説明後、本日採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、本日採決することに決定しました。

次に、一括議題についてお諮りします。議案第18号から議案第23号までは、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第5. 令和2年発議第2号

○議長（松山 力弥） 日程第5、令和2年発議第2号児玉求議員に対する懲罰動議を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、児玉求君の退場を求めます。

〔児玉議員退場〕

○議長（松山 力弥） 本件について、懲罰特別委員会の審査結果報告を求めます。懲罰特別委員会委員長、猪谷繁幸君。

○懲罰特別委員長（猪谷 繁幸） おはようございます。懲罰特別委員会の審査報告を申し上げます。

まずは、経過報告します。

当懲罰特別委員会は、令和2年12月11日、第4回定例会において、児玉求議員に対する懲罰動議が提出され、可決されたことにより設置、同動議の付託を受け、継続審査とし、本日審査報告に至りました。

第1回会議を令和2年12月11日に招集し、方針、日程を確認しました。

第2回会議は、令和3年1月18日に招集し、会議録を精査、討議を行いました。その際、児玉求議員から、一身上の弁明の意思があれば、次回の会議において執り行うことで意見の一致を見ました。

第3回会議は、同25日に招集し、児玉求議員の弁明を聴取した後に討議を行いました。

第4回会議は、2月8日に招集し、慎重審議の上、採決に至りました。

採決の結果を報告します。

懲罰特別委員会は、全員賛成で児玉求議員の懲罰を科すことを可決しました。

懲罰の種類については、これも同様に全員賛成で地方自治法第135条の規定される公開の議場における陳謝を科すこと、それに伴う陳謝文につきましても可決いたしました。

審査の詳細を申し上げます。

本議員は、昨年12月の定例会の一般質問の際に、児玉求議員が議長に発した「越権行為」との言葉並びに一連の自説の主張と議事遅延の行為が須恵町議会会議規則第100条に違反し、また、地方自治法第104条並びに同129条の違反に該当するかを審査するものでした。

12月定例会の一般質問を確認すると、児玉求議員は、1問目、つまり初回質問の執行部の答弁に、町長自身が発言しなかったことに対し、「私の了解を得てないから」などと云々と主張し、そのような規定はないと正した議長に対し、「越権行為」と述べています。

さらに、「議長は公平中立ではない」と述べた後、執行部が答弁する段取りを説明する議長に対し、「私の了解なしにそういうことを決めることはできません。議長の越権行為だ、そりゃあ」と発言しました。

その後、議長が、町長自身の発言は2問目、いわゆる再質問の答弁のときでいいのではと促すと、児玉求議員は「違う」と抵抗しました。

最後に、議長が、地方自治法第129条の秩序維持権を執行する意思があると注意すると、児玉求議員は「それは議長の越権行為です」と発言し、計3回にわたり議長の議事進行を越権行為とし、議事の遅延は、その間数十分にわたりました。

以上のように、児玉求議員が議長の秩序保持権、議事整理権を侵害しているのは明らかと言えます。議長が議事進行に当たり、議員の了解を得なければならない旨の規定は存在していません。逆に、本会議における発言全て議長の許可を必要とします。民主主義のルール、法治主義です。児玉求議員は、法令等に規定されていないことを主張しています。

さらに申すならば、昨年9月定例会において、町長は、「今回から実務について担当課長に発言させます」と明言しています。その場に児玉求議員はいたはずですが、この9月定例会の一般質問のときは、児玉求議員の発言の答弁に町長は立っておりませんが、何ら見解もありませんでした。12月定例会の児玉求議員の一般質問も、実務を問うところから始まっていながら、初回の答弁に町長が当たっていないと、自分の許可が要ると言い始めました。これは、法令に違反する発言であり、しかも一貫性なく矛盾しております。

今回の審査の中で、児玉求議員が、最終的に議長の指示に服したこと、議長の裁量権を認めた

こと、議長を不信任する意思はないと明言したことの3点から、科す懲罰を軽くできるかもしれないと判断しました。そこで、本人にその意思があれば弁明の機会を与えることに對し、児玉求議員に確認をした上で第3回会議において、その場を持ちました。しかしながら、児玉求議員の発言は、到底弁明と言えるものでなく、懲罰動議において問題とされた違法行為に對して最後まで触れることはありませんでした。残念としか言いようがありません。

児玉求議員は弁明と言いながら、混乱の責任を議長に転嫁し、一方的に公正でないと批判しています。しかし、一般質問の際、議長から発言停止処分のあると注意されたときは、議長不信任案を出すことはないと言いました。矛盾しており、一貫性もありません。さらに、自らの違法行為を理由とした懲罰動議を極めて不当と抗議していますが、法的根拠は全く示しておりません。何に基づき不当なのか、議会同僚としてこれほど悲しいことはなく、ため息が出るばかりです。このたび懲罰特別委員会は、懲罰を科すことで、児玉求議員が反省し、二度とこのようなことが起こらないことを願います。

長くなりましたが、再度申し上げますが、当委員会は、児玉求議員に懲罰を科すとし、その内容は、公共の議場における陳謝としました。

これをもって懲罰委員会の審査報告を終わらせていただきます。

以上、御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます……。討論ですか（発言する者あり）何ですか……。討論ですか。討論認めます。

○議員（9番 三角 栄重） 今まで懲罰委員会やりましたよね。そして、理由はあって一切謝らない。一切謝らないちゅうことを確認しときたいことが一つと。

今後、これをずっと続けていくと、毎回毎回これが出てくるんだろうという気がするんです。その点は、ちょっと委員長として確認、答弁をお願いしたいと思いますけど、以上です。

○議長（松山 力弥） それは討論になってませんが……。それ質疑、もういいです。質疑いたします。委員長。

○懲罰特別委員長（猪谷 繁幸） それは個人的な意見になると思いますので、この件につきましては、ちょっと答弁控えさせていただきたいと思います。

○議長（松山 力弥） よろしいでしょうか。——これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これより児玉求議員に對する懲罰動議について採決を行います。本件に對する委員長報告は、委員会起草による陳謝文による児玉求君に陳謝の懲罰を科すことです。委員長報告のとおり決定

することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、児玉求君に陳謝の懲罰を科すことに決定しました。

児玉求君の入場を求めます。

[児玉議員入場・着席]

○議長（松山 力弥） 児玉求君、起立願います。

ここで、須恵町議会会議規則第107条の規定に基づき、児玉求君に懲罰の宣告を行います。

児玉求君に陳謝の懲罰を科します。

事務局、陳謝文をよろしく。児玉君に陳謝文を渡してください。

児玉求君、登壇の上、陳謝文の朗読を命じます。

○議員（7番 児玉 求） 議長、私は陳謝いたしません。異議を申し立てます。

○議長（松山 力弥） 再度児玉求君に陳謝分の朗読を命じます。

○議員（7番 児玉 求） 議長、私は陳謝いたしません。異議を申し上げます。

○議長（松山 力弥） 最終通告をいたします。陳謝文の朗読を命じます。

○議員（7番 児玉 求） 私は陳謝いたしません。異議を申し上げます。

○議長（松山 力弥） ここで暫時休憩したいと思いますが、再開を11時5分といたします。暫時休憩いたします。

午前11時01分休憩

午前11時15分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、稲永辰己君ほか6名から、地方自治法第135条の第2項及び須恵町議会会議規則第101条の規定に基づき、文書をもってお手元に配付しているとおおり、児玉求君に対する懲罰動議が議長である私に提出されました。

ここでお諮りします。この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは可決されました。

追加日程第1. 発議第1号

○議長（松山 力弥） 追加日程第1、発議第1号児玉求君に対する懲罰動議を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、児玉求君の退場を求めます。

〔児玉議員退場〕

○議長（松山 力弥） 提出者の説明を求めます。3番、稲永辰己君。

○議員（3番 稲永 辰己） 児玉議員に対する懲罰動議。

表題の件。

以下の理由により、児玉求議員に対し懲罰を科せられたく、地方自治法第135条第2項及び須恵町議会会議規則第101条第1項の規定により提出します。

記。

本日、令和3年3月3日の第1回定例会本会議において、令和2年発議第2号児玉求議員への懲罰動議が可決されました。可決された懲罰の種類は、公開の議場における陳謝であり、議決に基づき須恵町議会会議規則第107条の規定により、議長の宣告がなされましたが、児玉求議員は宣告に従うことなく、陳謝文の朗読を拒否しました。これは、地方自治法第134条及び第135条の懲罰規定に反し、地方自治法第129条及び須恵町議会規則第98条に違反します。

児玉求議員は、議員である以上、議会の議決を最大限尊重し、その重さを自覚していただきたい。議会を軽んずることは、議会の権威を否定するものであり、民主主義は成り立ちません。よって、児玉求議員にさらなる反省を促すためにも、再度の懲罰を科せられたく本動議を提出するものです。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。

これより発議第1号について質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、本件は、須恵町議会委員会条例第4条の3の規定に基づき、動議の提出とともに6名の委員で構成する懲罰特別委員会が設置され、須恵町議会会議規則第102条の規定により、本件を懲罰特別委員会に付託することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、本件は懲罰特別委員会に付託することに決定しました。

ここでお諮りします。暫時休憩したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって暫時休憩いたします。

児玉求君を除き、議員は特別会議室に御集合ください。

再開を懲罰特別委員会の委員が決まり次第とします。

休憩に入ります。

午前11時19分休憩

午前11時23分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。懲罰特別委員会の委員の選任については、須恵町議会委員会条例第5条第3項の規定により、今村桂子君、三上政義君、田ノ上真君、猪谷繁幸君、世利孝志君、白水春夫君、以上6名を指名いたします。

よって、ただいま指名いたしました6名を選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、以上6名が懲罰特別委員会の委員に決定しました。

ここでお諮りします。懲罰特別委員会正副委員長互選のため暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。委員の方は、第1委員会室に御集合ください。暫時休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時32分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

懲罰特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので、御報告いたします。

まず、委員長に猪谷繁幸君、副委員長に白水春夫君に決定しました。

ここで、児玉求君の入場を認めます。

〔7番議席へ着席〕

日程第6. 議案第4号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第4号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第4号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてでございます。

提案理由としまして、令和3年4月1日から、田川地区広域環境衛生施設組合が新規設置により福岡県市町村職員退職手当組合に加入することに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数を増やし、福岡県市町村職員退職手当組合同規約を変更するため提案するものです。

田川地区広域環境衛生施設組合が加入することにより、福岡県市町村退職手当組合の構成団体数は規約変更前の79団体から規約変更後80団体になります。

2ページは改め分です。3ページをお願いします。

新旧対照表です。改正後の別表第1、第2条関係で組織する組合市町村及び別表第2、第5条関係の議員の選挙区及び定数の第5区に、それぞれ田川地区広域環境衛生施設組合を加えるものです。附則で、この条例は令和3年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第4号について採決に入ります。議案第4号を原案のとおり可決することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第4号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第5号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第5号須恵町外二ヶ町清掃施設組合同規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。甲能地域振興課長。

○地域振興課長（甲能 裕和） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第5号 須恵町外二ヶ町清掃施設組合同規約の変更についてです。地方自治法第286条第1項の規定により、組合の共同処理する事務を変更するため、須恵町外二ヶ町清掃施設組合同規約を別紙のとおり変更するものです。

提案理由といたしまして、須恵町外二ヶ町清掃組合が所管する施設周辺の環境問題に対し、迅速かつ的確に該当組合の事案として対処することを目的とし、当該組合で環境整備に関する業務を新しく共同処理することから、須恵町外二ヶ町清掃施設組合同規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

2ページ、一番下をお願いいたします。

附則で、この規約は令和3年4月1日より施行するとしております。詳細につきましては委員会で説明したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第5号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第8. 議案第6号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第6号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合理約の一部変更に関する協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第6号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合理約の一部変更に関する協議についてでございます。

提案理由としまして、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合の事務所の位置を住居表示の実施に伴い変更するため、当該組合の規約の一部変更に関し、構成団体と協議することについて、地方自治法第290条の規定により提案するものでございます。

3ページの新旧対照表をお願いします。

改正の内容としましては、組合の事務所の位置を大字篠栗4910番地から中央二丁目2番16号へ変更するものです。附則で、この規約は公布の日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。——討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第6号について採決に入ります。議案第6号を原案のとおり可決することに御賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第6号 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合理約の一部変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第7号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第7号須恵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第7号 須恵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてでございます。

提案理由としまして、地方自治法の一部改正により、町長等の当該地方公共団体に対する損害賠償について、条例を定めることにより、損害賠償責任のうち一定額を超える部分を免除することができることとされたことから、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、町長等の損害賠償責任の一部免責に関し必要事項を定めるため、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。

損害賠償責任の一部免責、第2条の内容としましては、町長その他の職員が善意でかつ重大な過失がないときに、当該職員が損害賠償責任を負わなければならない場合、免除することができる額は第2条各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額というふうになります。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第7号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第10. 議案第8号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第8号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書1ページをお願いいたします。

議案第8号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由といたしまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月3日に公布され、令和3年2月13日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を

改正する必要が生じたので提案するものでございます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給について規定しています条文中、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが指定感染症から新型インフルエンザ等感染症に変更され、指定期限以降も期限の定めなく現在実施している必要な対策を講じられるようにするため、条例中の用語の整備を行うものでございます。

次の2ページをお開きください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第8号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号を文教厚生委員会に付託します。

日程第11. 議案第9号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第9号町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。世利都市整備課長。

○都市整備課長（世利 昌信） それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第9号 町道路線の認定及び廃止についてでございます。道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、別紙町道路線を認定及び廃止したいので、本議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、町道路線網の整備を図るため町道路線の認定及び廃止の必要が生じたので、提案するものでございます。今回、路線の認定は10路線、廃止は1路線でございます。

2ページをお願いします。

認定道路についてでございます。図面番号1、路線番号、その他の町道698号、路線名仏生9号線、起点須恵字仏生113番80号地先から終点須恵字仏生113番117地先まで、延長36.3メートル、最大幅員8.1メートル、最小幅員4.3メートル、認定の理由は一般公共道路として新規認定のためでございます。

以下、9路線の認定について、2ページから3ページにかけて記載しております。

今回の新規認定10路線につきましては、民間開発行為の宅地分譲等において、公衆用道路として寄附を受けた道路について新規認定を行うものでございます。

4 ページをお願いします。

廃止路線についてでございます。図面番号 11、路線番号その他の町道 654 号、路線名桜原 2 号線、起点上須恵字桜原 1495 番 25 地先から終点上須恵字桜原 1495 番 27 地先まで延長 30.8 メートル、最大幅員 20.3 メートル、最小幅員 12.6 メートル、廃止の理由は一般公共道路として供用する必要がなくなったためでございます。この路線につきましては、県道交差点改良工事により、既存町道に統合されたため廃止するものでございます。

以上の路線図を 5 ページから 15 ページに添付しております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 9 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第 9 号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第 12. 議案第 10 号

○議長（松山 力弥） 日程第 12、議案第 10 号和 2 年度須恵町一般会計補正予算（第 11 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の 1 ページをお願いします。

議案第 10 号 令和 2 年度須恵町一般会計補正予算（第 11 号）についてでございます。地方自治法第 218 条第 1 項の規定により別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、令和 2 年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の 1 ページをお願いします。

令和 2 年度須恵町の一般会計補正予算（第 11 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 億 6,275 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 141 億 2,138 万 9,000 円とするものです。

第 2 条歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

第 2 条で、地方債の追加・変更は、第 2 表地方債補正による。

第 3 条で、債務負担行為の追加は、第 3 表債務負担行為補正によるとし、第 4 条で繰越明許費の追加は、第 4 表繰越明許費補正によるとしています。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

まず、歳入からです。年度末の補正でございますので、国県補助金、町債など決定額あるいはそれに近い形での増減補正を全体的に計上しております。

主なものを申し上げます。

10款1項地方交付税は、普通交付税決定額に合わせまして6,405万円を増額補正しております。

12款1項分担金及び負担金1,190万円の減額は、現年度分児童福祉施設費負担金790万円、中学校ランチサービス負担金350万円などの減額によるものです。

14款1項国庫負担金は、施設給付費等国庫負担金や児童手当国庫負担金の減額などで3,274万1,000円の減額補正です。

2項国庫補助金は、小中学校の学校施設環境改善交付金や特別定額給付金事務費、事業費補助金の減額などで3,105万円の減額補正です。

15款1項県負担金は、施設型給付費県負担金などで1,424万1,000円の減額補正です。

2項県補助金は、子ども医療費県補助金や重度障害者医療費県補助金などで1,017万2,000円の減額補正です。

15款3項委託金は、県知事県議補欠選挙事務委託金で451万8,000円を増額補正です。

16款2項財産売払収入は、不動産売払収入で3,053万3,000円を増額補正、18款1項繰入金は財政調整基金繰入金を決算見込により4億4,500万円の減額補正をしております。

19款1項繰越金は、前年度繰越金を4,307万8,000円の全額を補正しております。

20款3項雑入は、210万3,000円を増額補正で、新市町村振興宝くじ交付金516万6,000円を交付決定通知により増額しています。他に幼稚園、給食費の300万円の減額がございます。

21款1項町債は、契約額決定により減額及び減収補填債の追加により4,533万円の増額補正です。

続いて4ページ、歳出です。

歳出につきましては、各費目ともに決算見込により増減額補正を行っております。

主なものを申し上げます。

2款1項総務管理費2,972万円の減額補正は、決算見込により新型コロナウイルス感染症対策費2,297万5,000円などを減額しております。

4項選挙費は、県知事県議補欠選挙費として451万8,000円を増額補正。

3款1項社会福祉費2,990万5,000円の減額補正は、福祉施設管理運営事業

1,196万6,000円、国民健康保険特別会計繰出金745万1,000円、福岡県介護保険広域連合本部負担金1,965万9,000円などを減額、自立支援医療給付費1,200万円、障害者支援費自立支援給付費1,000万円の増額補正をしております。

2項児童福祉費は、児童手当や保育士派遣業務委託料、保育実施負担金などの減により9,130万6,000円の減額補正をしております。

4款1項保健衛生費は、集団検診委託料や妊婦PCR検査委託料などの減により、1,107万1,000円の減額補正です。

2項清掃費は、ごみ袋製作費や須恵町外二ヶ町外清掃施設組合負担金の減で1,427万5,000円の減額補正です。

7款1項商工費は、小規模事業者応援給付金事業の決定見込などにより4,284万円の減額補正。

8款5項下水道費は、公共下水道事業特別会計繰出金が2,613万8,000円の減額補正。

9款1項消防費は、消防団活動事業758万6,000円、新型コロナウイルス対策事業の消毒委託料700万円、特別定額給付金給付事業1,844万5,000円などの減額により3,972万8,000円の減額補正です。

10款1項教育総務費の2,321万円の減額は、夏季給食負担金、パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当の決算見込による減額、小中学校のトイレ整備工事の執行残による減額です。

2項小学校費の745万6,000円の減額補正は、要保護及び準要保護児童扶助費や、各小学校の燃料費や光熱水費などの減額補正です。

3項中学校費の896万6,000円の減額補正は、要保護及び準要保護生徒扶助費や中学校ランチサービス業務委託料、中体連・中文連参加助成金などの減額です。

4項幼稚園費の2,268万6,000円の減額補正は、幼稚園施設整備維持管理事業などが減額になっています。

5項社会教育費の1,396万3,000円の減額補正は、各事業の中止等による減額です。

12款1項交際費につきましては、償還予定額333万5,000円の増額補正です。

6ページをお願いします。

第2表地方債補正、追加が1件です。減収補填債、限度額5,306万2,000円です。

次に、変更が4件で、全て限度額の変更です。起債方法、利率、償還等の変更はございません。

7ページをお願いします。

第3表債務負担行為、追加が3件です。選挙人名簿システム使用料、選挙公報配付委託料、ポスター掲示板リース料、期間は令和2年度から令和3年度まで、限度額は起債のとおりでございます。

ます。

8 ページをお願いします。

第4表繰越明許費補正、追加が1件です。

ため池ハザードマップ作成業務委託料669万円を次年度へ繰り越すものでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第10号を議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については調整ができておりますので御報告します。

委員長に今村桂子君、副委員長に三角栄重君であります。

ここで、お諮りします。昼食休憩をしたいと思いますが、御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

休憩に入ります。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、午後から安河内教育長より欠席の届けがっておりますので御報告いたします。

日程第13. 議案第11号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第11号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第11号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につき

ましては、別冊の令和2年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億1,204万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億3,074万8,000円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

2ページをお開きください。まず歳入でございます。

1款1項国民健康保険税1,600万円の減額は、決算見込みによるものです。

3款1項国庫補助金68万3,000円の増額は、災害等臨時特例補助金の増額によるものです。

4款1項県補助金9,132万8,000円の減額は、歳出の保険給付費の減に伴う普通交付金と特別交付金の交付決定通知による県繰入金の減額によるものです。

5款1項他会計繰入金745万1,000円の減額は、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金繰入金の国への報告額の減額によるものです。

7款3項雑入184万7,000円の増額は、一般被保険者第三者納付金と一般被保険者返納金の決算見込みによる増額でございます。

続いて3ページ、歳出でございます。

1款総務費16万1,000円の減額は、1項総務管理費の職員人件費及び委託費、委託料と2項町税費の需用費及び役務費の決算見込みによるものです。

2款保険給付費1項療養諸費1億100万円の減額、2項高額療養費580万円の減額、4項出産育児諸費420万円の減額は、決算見込みによるものです。

3款国民健康保険事業費納付金10万円の減額は、退職被保険者等医療給付費分の県からの確定通知による減額補正でございます。

6款保険事業費138万8,000円の減額は、1項保険事業費、2項特定健康診査等事業費の委託料及び補助金の執行残による補正です。

8款1項償還金及び還付加算金60万円の増額は、保険税過誤納還付金不足による増額補正でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(松山 力弥) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。児玉求君。

○議員(7番 児玉 求) 歳入が4款1項県補助金9,132万8,000円の減額ですね。それと歳出が、2款1項療養諸費1億100万円減額。これを見ると、新型コロナで病院に行く人

が減少したと。そして病院の経営が苦しくなっているという状況なんではないでしょうか。そのところちょっとお尋ねいたします。

○議長（松山 力弥） 説明できますか。（「最後のほう聞き取れなかった」との声あり）コロナの。児玉さん、最後何て言ったのですかね。

○議員（7番 児玉 求） はい。病院に行く人が少なくなっているということで。

○議長（松山 力弥） また。

○議員（7番 児玉 求） まあ仮、仮定ですが、新型コロナで病院に行く人が減少して、ひいては病院の経営も苦しくなっているということが分かんじやないかと思うんですが、そこ辺はどう……

○議長（松山 力弥） はい、分かりました。委員会に、あなたの委員会に付託しますが、それで説明でよろしいですか。いいですか。

○議員（7番 児玉 求） 課長が分かるなら。

○議長（松山 力弥） 具体的な話はできないと思います。課長。

○住民課長（合屋真由美） 今児玉議員がおっしゃっていたように、確かに新型コロナウイルスの関係で病院受診者が少なくなっているということで保険料全体が下がっています。医療機関の経営については分かりません。

以上です。

○議員（7番 児玉 求） 分かりました。

○議長（松山 力弥） これにて質疑を終結します。

よって、議案第11号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号を文教厚生委員会に付託します。

日程第14. 議案第12号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第12号令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書1ページをお願いいたします。

議案第12号令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につき

ましては、別冊令和2年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,324万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億8,200万円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

次の2ページをお願いいたします。歳入です。

1款1項後期高齢者医療保険料424万9,000円の減額は、令和3年1月末の調定額及び収納率により算定しました決算見込みによる補正です。

3款1項他会計繰入金26万5,000円の増額は、事務費繰入金及び広域連合から通知されました保険基盤安定繰入金の補正です。

4款1項繰越金1,721万円の増額は、前年度の保険料繰越金1,639万6,000円を含めたところの補正でございます。

5款1項延滞金、加算金及び過料2万2,000円の増額は、決算見込みによる補正でございます。

次に歳出、3ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費18万8,000円の減額と2項徴收費18万6,000円の減額は、決算見込みによるものです。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金1,362万2,000円の増額は、歳入予算の保険料、前年度保険料繰越金などの合計で、福岡県後期高齢者医療広域連合へ納付いたします負担金の補正となります。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第12号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号を文教厚生委員会に付託します。

日程第15. 議案第13号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第13号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第13号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）です。

令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

別冊の補正予算書の1ページをお願いします。

令和2年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,727万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億8,785万3,000円とするものです。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並び補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

地方債の補正、第2条地方債の変更は、第2表地方債補正により説明いたします。

2ページをお願いします。歳入です。

1款1項負担金、補正額2,174万3,000円は、決算見込みにより受益者負担金を増額しています。

2款使用料及び手数料、補正額822万6,000円は、決算見込みにより減額しています。

3款1項国庫補助金、補正額1,103万8,000円は、下水道費国庫補助金により減額です。

4款1項財産運用収入、補正額4万3,000円は、決算見込みにより増額しています。

5款1項他会計繰入金、補正額2,613万8,000円は、一般会計繰入金収支調整により減額です。

6款1項繰越金、補正額362万4,000円は、前年度の繰越額が確定しましたので増額するものです。

7款4項雑入、補正額1,761万8,000円は、多々良川流域下水道維持管理費の余剰金の返還による増額です。

8款1項町債、補正額7,490万円は、下水道事業債で工事量の減に伴う減額です。

3ページをお願いします。歳出です。

1款1項総務管理費、補正額1,325万4,000円の増額です。多々良川流域下水道維持管理費負担金及び受益者負担金前納報奨金などの執行残で706万1,000円を減額し、下水道施設整備基金積立金2,031万5,000円の計上分を差し引いた補正です。

2款1項下水道事業費、補正額8,549万2,000円の減額です。工事請負費、負担金、補助及び交付金などの不用額を減額するものです。

4ページをお願いします。第2表地方債補正です。

1、変更、起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額3,030万円を1,790万円に変更、これは令和2年度流域下水道建設費の確定による減額補正です。次に、多々良川流域関連公共下水道分、限度額2億870万円を1億4,640万円に変更、これは工事量の減による減額補正です。公営企業会計適用債分500万円を480万円に変更、これは決算見込みによる減額です。記載の方法、利率、償還の方法等の変更はありません。以上、よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第13号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第16. 議案第14号

○議長（松山 力弥） 日程第16、議案第14号令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第14号令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）です。

令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

別冊の補正予算書の1ページをお願いします。

令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ47万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,552万5,000円とするものです。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

地方債の補正、第2条地方債の変更は、第2表地方債補正により説明いたします。

2ページをお願いします。歳入です。

1款1項分担金及び負担金、補正額13万9,000円は、決算見込みにより受益者分担金を増額しています。

2款1項使用料、補正額20万1,000円は、決算見込みにより減額しています。

3款1項他会計繰入金、補正額370万7,000円は、一般会計繰入金の収支調整による減額です。

4款1項繰入金、補正額389万4,000円は、前年度の繰越額が決定しましたので増額するものです。

6款1項町債、補正額60万円は、決算見込みにより減額しています。

3ページをお願いします。歳出です。

1款1項総務管理費、補正額5万6,000円は、需用費の不用額を減額するものです。

3款1項公債費、補正額41万9,000円は、決算見込みによる減額です。

4ページをお願いします。

第2表地方債補正です。1、変更、起債の目的、資本費平準化債、限度額2,760万円を2,730万円に変更、また公営企業会計適用債分350万円を320万円に変更、これは決算見込みによる減額です。起債の方法、利率、償還の方法等の変更はありません。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第14号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第17. 議案第15号

○議長（松山 力弥） 日程第17、議案第15号令和2年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） 議案書の1ページをお願いします。

議案第15号令和2年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）です。

令和2年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

別冊の補正予算書の1ページをお願いします。

第1条、令和2年度須恵町の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおりを補正するものです。

収入、第1款第1項営業収益、補正額1,500万円は水道使用料の決算見込みによる増額で

す。

支出、第1款第1項営業費用、補正額232万円、主なものは原浄費の委託料、総係費の決算見込みによる減額です。第3項特別損失、補正額2,200万円は、過年度損益修正損によるものです。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入、第1款第1項負担金、補正額60万円は、水道管移設補償に伴う工事請負金の増額です。

支出、第1款第1項改良費、補正額3,500万円は、排水管等施設改良に伴う工事請負費の工事料の減による減額です。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第15号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第18．議案第16号

○議長（松山 力弥） 日程第18、議案第16号須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平山まちづくり課長。

○まちづくり課長（平山 幸治） それでは、議案第16号須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の制定について。

須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の制定について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由といたしまして、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めるため当該条例を制定する必要性が生じたので、提案するものでございます。

2ページの第1条から4ページの第20条で構成されており、開館日時、使用基準等を定めております。

5ページに別表1として名称と位置を、6ページに別表2として使用料を明記しており、4ページに戻りまして、附則としてこの条例は令和3年4月1日から施行するとしております。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第16号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第19. 議案第17号

○議長（松山 力弥） 日程第19、議案第17号須恵町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第17号須恵町職員定数条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由としまして、常時勤務を要する再任用職員の増加に伴い、職員定数を改めるため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものです。

定年退職者を常時勤務する再任用職員として任用する場合、職員定数の中にも含めることとなります。令和3年度以降常時勤務を要する再任用職員の増加が見込まれること及び部局ごとの職員数の見直しが生じたため、改正するものです。

教育委員会部局の定数の増員は、現場の人数に合わせるため37人から47人に改正します。

この改正により、職員定数は160人から170人となります。

附則で、この条例は令和3年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第17号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第20. 議案第18号

日程第21. 議案第19号

日程第22. 議案第20号

日程第23. 議案第21号

日程第24. 議案第22号

日程第25. 議案第23号

○議長（松山 力弥） 日程第20、議案第18号令和3年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第21、議案第19号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第22、議案第20号令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第23、議案第21号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第24、議案第22号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第25、議案第23号令和3年度須恵町水道事業会計予算の提出について、以上、6議案を一括議題とします。
提案理由の説明を求めます。まず、議案第18号について、諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第18号令和3年度須恵町一般会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第211条の規定により、一般会計予算を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、令和3年度一般会計歳入歳出予算書で説明いたします。

予算書の5ページをお願いいたします。

令和3年度須恵町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ104億1,000万円と定める。前年度と比較しますと10億4,000万円、11.1%の増となっております。第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方債の起債目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は第2表地方債による。

債務負担行為、第3条、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第3表債務負担行為による。

一時借入金、第4条で一時借入金の借入れの最高額を6億円と定める。

歳出予算の流用、第5条で給料、職員手当等の人件費については、同一款内で流用できる旨を規定しております。

それでは、7ページの第1表歳入歳出予算をお願いいたします。

歳入予算額の中から構成比が大きいものから順に3つほど前年度と比較して申し上げます。

まず、歳入予算で一番大きな割合を示します1款町税は28億7,543万円、歳入全体の27.6%で、対前年度比1億2,907万7,000円で、率で4.3%の減収を見込んでおります。

8ページをお願いします。

次に、10款地方交付税は20億700万円、歳入全体の19.3%で、対前年度比1億2,000万円、率で6.4%の増となっております。これは新型コロナウイルス感染症の影響により、町税が減収となること、地域デジタル社会推進費が新たに参入されることになるため増額を見込んでおります。

14款国庫支出金は11億3,461万2,000円、歳入全体の10.9%で、対前年度比2,837万6,000円、率で2.4%の減となっております。

以上の町税、地方交付税、国庫支出金で、歳入予算のおおむね6割を占めることになります。その他、対前年度比較で大きく増加しているところを申し上げます。

6款法人事業税交付金2,600万円、対前年度比1,100万円で、率で73.3%の増です。

9款地方特例交付金7,100万円、対前年度比1,700万円、率で31.5%の増です。新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金1,850万円を本年度新たに計上しております。

17款寄附金10億5,000万3,000円、対前年度比10億3,700万1,000円の増です。ふるさと応援寄附金を10億5,000万円計上しております。

21款町債7億3,840万円、対前年度比1億8,240万円、率で32.8%の増です。臨時財政対策債を1億3,000万円の増の4億3,000万円で計上しております。

以上が主な歳入でございますが、安定的な財政運営に必要な財源と言われます1款の町税から10款の地方交付税、いわゆる一般財源の割合は54.1%、0.4ポイント減少しております。

次に、10ページをお願いします。歳出です。

歳入と同様に、構成比が大きいものから順に4つほど前年度と比較しながら申し上げます。

まず、3款民生費は38億4,257万3,000円、歳出全体の36.9%となっております。対前年度比較は1億1,992万4,000円、3.0%の減となります。障害者支援費・自立支援給付費が増加しておりますが、今年度ありました須恵めぐみ保育園の保育所等整備事業費補助金がないことが減額の大きな要因となっております。

次に、2款総務費22億5,917万3,000円、歳出全体の21.7%となっております。対前年度と比較しまして、10億7,043万1,000円、90.0%の増となります。ふるさと応援寄附金事業及びふるさと応援基金積立金の増が主なものです。このほかにコミュニティバス購入費や衆議院議員総選挙費などが増となっております。

次に、10款教育費12億812万6,000円、歳出全体の11.6%となっております。対前年度比較7,688万6,000円、6.0%の減となります。アザレアホールの舞台照明改修工事請負費を新規計上しておりますが、今年度実施しましたアザレアホール及び小中学校のトイレ

改修工事が終了しますので、減額となっております。

次に、4款衛生費10億7,584万4,000円、歳出全体の10.3%となっております。対前年度比較1億5,457万7,000円、16.8%の増となります。須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金及び保健師1名が増員による人件費などの増加でございます。

次に、歳出予算を性質別で見ると構成比が大きいものを4つほど申し上げます。

まず、物件費26億7,095万5,000円、歳出全体の25.6%となっております。ふるさと応援寄附金事業のほか、ため池ハザードマップ作成業務委託料、中部防災センター（仮称）建設に伴う測量設計業務委託料、須恵町国土利用計画及び都市計画マスタープラン策定業務委託料などの委託料が増加しております。前年度と比較しまして、6億9,557万9,000円、35.2%の増額です。

次に、扶助費19億8,148万4,000円、歳出全体の19.0%となっております。障害者支援費・自立支援給付費、須恵めぐみ保育園保育実施委託料、子ども医療費が増加しております。また、一般不妊治療助成金を新たに計上しております。前年度比較8,665万6,000円、4.6%の増額です。

次に、人件費15億6,757万6,000円、歳出全体の15.1%となっております。正職員及び再任用職員が7人増加しております。

次に、繰出金13億9,731万円、歳出全体の13.4%です。国民健康保険特別会計繰出金、公共下水道事業特別会計繰出金、農業集落排水事業特別会計繰出金が減となっており、対前年度比較5,442万5,000円、3.7%の減となっております。

次に12ページ、第2表地方債は7件、限度額の合計は7億3,840万円です。起債の方法は証書借入れ、利率は4.0%以内、償還の方法は記載のとおりでございます。

次に13ページ、第3表債務負担行為は3件、限度額の合計は3億6,960万円、期間につきましては記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（松山 力弥） 次に、議案第19号及び議案第20号について、合屋住民課長。

○住民課長（合屋 真由美） 議案書1ページをお願いいたします。

議案第19号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第211条の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の令和3年度特別会計歳入歳出予算書で説明いたします。

予算書の5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ30億2,100万円と定める。2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該部分の金額は、第1表歳入歳出予算によるとしています。

まず、歳入の主なものから説明いたします。

7ページをお願いいたします。

1款1項国民健康保険税5億3,120万円、対前年度と予算額比較で2,090万円、3.8%の減です。令和3年度平均被保険者見込み数と令和2年中の所得により試算を行っております。

4款1項県補助金22億1,611万8,000円、対前年度比較は0.4%の増です。保険給付費等県交付金で、町が行う保険給付に必要な費用を県が交付するものでございます。

5款1項他会計繰入金2億7,047万1,000円、対前年度比較12%の減になります。主に、法定外の一般会計繰入金の減額によるものです。

続きまして、8ページ、9ページの歳出をお願いいたします。

1款総務費3,068万4,000円、対前年度比較6.7%の減です。人件費が主なものですが、健康保険に関する資格や給付管理のための電算システム改修費などの事務費でございます。

2款保険給付費21億7,923万2,000円、対前年度比較0.2%の増です。1項療養費、2項高額療養費が主なものですが、減少傾向の被保険者に対し1人当たりの医療費は増加すると見込まれております。

3款国民健康保険事業費納付金7億7,243万4,000円、対前年度比較7.1%の減です。県全体の保険給付費について、国・県費等の公費で賄われない部分を県内市町村で分かち合う制度で、それぞれの市町村の医療水準や所得水準、年齢構成等で算定された額を県へ納付するものですが、町長報告にもございましたとおり、令和3年度におきましては新型コロナウイルス感染症の影響を受け、被保険者の受診控えと自治体の軽減負担を考慮され、県から示された額でございます。

6款保険事業費3,462万8,000円、対前年度比較10.5%の増で、いずれも生活習慣病を中心とした疾病予防と医療費の伸びを抑制するための保険事業予算、特定健康診査委託料及び受診率向上に向けた事業予算を計上しております。

国民健康保険特別会計は以上でございます。

次に、議案第20号令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出についてでございます。

議案書は1ページでございますが、このまま令和3年度特別会計歳入歳出予算書で説明させていただきます。

予算書の55ページをお願いいたします。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億8,300万円と定める。第2項歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとしており

ます。

次の57ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料2億7,280万円、対前年度比較3.3%の増でございます。これは、福岡県後期高齢者医療広域連合が試算しました額を計上しております。

3款1項他会計繰入金1億1,014万2,000円、対前年度比較4.2%の増でございます。人件費を含む事務費にかかります繰入金と保険料軽減分に相当いたします保険基盤安定繰入金を計上しております。

次の58ページをお願いいたします。歳出です。

1款1項総務管理費1,193万4,000円、対前年度比較14.5%の減で、職員人件費が主なものでございます。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金3億6,835万9,000円、対前年度比較4.0%の増でございます。歳入の保険料、保険基盤安定繰入金などで収納いたしましたものを広域連合へ納付するものでございます。

以上、令和3年度後期高齢者医療特別会計の主な予算でございます。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 次に、議案第21号から議案第23号までについて、稲永上下水道課長。

○上下水道課長（稲永 勝章） 議案第21号でございます。別冊の特別会計歳入歳出予算書の87ページをお願いいたします。

令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計予算についてです。

令和3年度須恵町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ11億3,200万円と定めるものです。第2項歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により説明いたします。

地方債第2条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表の地方債により説明いたします。

89ページをお願いします。歳入の主なものです。

1款分担金及び負担金1項負担金1,308万8,000円、前年度比1.3%の減は、供用開始面積の減によるものです。

2款使用料及び手数料1項使用料3億1,938万9,000円、前年度比14.7%の増は、前年度実績による増及び新規住宅の使用開始分を見込んでおります。

3款国庫支出金1項国庫補助金8,500万円、前年度比7.6%の減は、管渠築造工事の減によるものです。

5款繰入金1項他会計繰入金3億3,786万8,000円、前年度比6.3%の減です。2項

基金繰入金 2,354万4,000円、前年度比2.8%の減は、平成29年度から令和2年度までの基金積立てから該当年の令和3年度の基金へ繰り入れるものです。

8款町債1項町債3億5,310万円、前年度比10.2%の減は、流域下水道建設費等の減によるものです。

次に、90ページをお願いします。歳出の主なものでございます。

1款総務費1項総務管理費2億6,275万6,000円、前年度比14%の増は、負担金増によるものです。

2款1項下水道事業費3億5,820万7,000円、年前年度比16.9%の減は、工事請負等の減によるものです。

3款1項公債費5億1,004万2,000円、前年度比の1.6%の増は、償還元金の増によるものです。

次に、91ページをお願いします。

第2表地方債、起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額2,310万円、多々良川流域関連公共下水道分1億6,490万円、資本費平準化債公共下水道分9,900万円、資本費平準化債流域下水道分1,710万円、特別措置分4,170万円、公営企業会計適用債730万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、127ページをお願いいたします。

議案第22号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ7,500万円と定めるものです。第2項歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により説明いたします。

地方債の第2条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表の地方債により説明いたします。

次に、129ページをお願いします。歳入の主なものです。

2款使用料及び手数料1項使用料646万9,000円、前年度比5.2%の増は、前年度実績による増を見込んでおります。

5款繰入金1項他会計繰入金4,252万2,000円、前年度比23.7%の減です。

6款町債1項町債2,600万円、前年度比16.4%の減です。

次に、130ページをお願いします。歳出の主なものです。

1款1項総務管理費334万5,000円、前年度比16.4%の減は、委託料と公課費の減によるものです。

2款1項農業集落排水事業費1,469万4,000円、前年度比38.8%の減は、需用費と

委託料の減によるものです。

3款1項公債費5,621万6,000円、前年度比12.6%減は、元金償還金の減によるものです。

次に、131ページをお願いします。

第2表地方債、起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債、限度額2,130万円、公営企業会計適用債、限度額470万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

続きまして、水道事業会計予算書の1ページをお願いいたします。

議案第23号令和3年度須恵町水道事業会計予算についてでございます。

第1条、令和3年度須恵町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予算量は次のとおりとします。1、給水戸数1万1,000戸、前年度比0.2%の増を見込んでおります。2、年間総水量279万2,000立方メートル、前年度比4.4%の増を見込んでいます。3、年間有収水量268万1,000立方メートル、前年度比5.7%の増を見込んでいます。4、1日平均水量7,649立方メートル、前年度比4.4%の増を見込んでいます。5、建設改良事業費1億1,992万6,000円、前年度比11.4%の増を見込んでいます。これは、浄水施設の改良費の増によるものです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入は、第1款水道事業収益6億4,939万5,000円、前年度比2.2%の増、主なものは営業収益のうち給水収益の増によるものです。

支出は、第1款水道事業費5億9,237万8,000円、前年度比1.8%の減、主なものは、営業用費のうち原浄費の委託料、総係費の人件費等の減によるものです。

次の4ページをお願いします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入は、第1款資本的収入2,700万円、前年度比28.6%の増、これは、配水管等施設改良工事に伴う負担金の増です。

支出は、第1款資本的支出1億8,951万8,000円、前年度比9.5%の増、これは、浄水施設改良に伴う工事請負費の増によるものです。

第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,251万8,000円は、損益勘定留保資金等で補填するものです。

第5条、次に掲げる経費の流用については、議会の議決を得なければならない。1、職員給与費8,635万5,000円、前年度比7.6%の減は、人事異動によるものです。2、公債費10万円、前年比と同額です。

第6条、棚卸資産購入限度額は600万円と定める。これは量水器の購入限度額です。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第18号から議案第23号までについては、先ほど設置した予算審査特別委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号から議案第23号までは、予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。次の本会議は、3月8日午後10時から行います。

本日は、これにて散会します。（「午後って言いなつたよ。午前って言わんで午後って言いました」の声あり）ごめんなさい。すいません。誠に申し訳ございません。

次の本会議は、3月8日午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

午後1時56分散会

議 事 日 程 (第2号)

令和3年3月8日 午前10時00分開会

- 日程第 1 発議第 1号 児玉求議員に対する懲罰動議
- 日程第 2 議案第 5号 須恵町外二ヶ町清掃施設組合理約の変更について
- 日程第 3 議案第 7号 須恵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 8号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 9号 町道路線の認定及び廃止について
- 日程第 6 議案第10号 令和2年年度須恵町一般会計補正予算(第11号)
- 日程第 7 議案第11号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議案第12号 令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第13号 令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第14号 令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第15号 令和2年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 発議第 1号 児玉求議員に対する懲罰動議
- 日程第 2 議案第 5号 須恵町外二ヶ町清掃施設組合理約の変更について
- 日程第 3 議案第 7号 須恵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 8号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 9号 町道路線の認定及び廃止について
- 日程第 6 議案第10号 令和2年年度須恵町一般会計補正予算(第11号)
- 日程第 7 議案第11号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議案第12号 令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第13号 令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第14号 令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第15号 令和2年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)

出 席 議 員 (14名)

1番	白 水 春 夫	2番	男 澤 一 夫
3番	稲 永 辰 己	5番	藤 野 正 剛
6番	川 口 満 浩	7番	児 玉 求
8番	世 利 孝 志	9番	三 角 栄 重
10番	猪 谷 繁 幸	11番	田 ノ 上 真
12番	田 原 重 美	13番	三 上 政 義
14番	今 村 桂 子	15番	松 山 力 弥

欠席議員（なし）

出席停止議員（1名）

7番	児 玉 求
----	-------

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	係 長	白 水 誠
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	安 河 内 文 彦	総 務 課 長	諸 石 豊
会 計 管 理 者	合 屋 浩 二	子 ども 教 育 課 理 事	御 手 洗 文 生
地 域 振 興 課 長	甲 能 裕 和	上 下 水 道 課 長	稲 永 勝 章
健 康 増 進 課 長	今 泉 英 明	住 民 課 長	合 屋 真 由 美
福 祉 課 長	吉 川 聡 士	都 市 整 備 課 長	世 利 昌 信
ま ち づ くり 課 長	平 山 幸 治	社 会 教 育 課 長	安 河 内 ひ と み
税 務 課 長	横 山 剛	住 民 課 参 事	百 田 敦
総 務 課 参 事	舛 本 直 明	ま ち づ くり 課 参 事	船 井 弘 喜
子 ども 教 育 課 参 事	吉 本 孝 治	総 務 課 課 長 補 佐	白 水 婦 美
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

日程第1. 発議第1号

○議長（松山 力弥） 日程第1、発議第1号児玉求議員に対する懲罰動議を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、児玉求君の退場を求めます。

[児玉求議員退場]

○議長（松山 力弥） 本件について、懲罰特別委員会の審査結果報告を求めます。懲罰特別委員会委員長猪谷繁幸君。

○懲罰特別委員長（猪谷 繁幸） おはようございます。懲罰特別委員会の審査を報告いたします。まずは経過を申し上げます。

令和3年3月3日、第1回定例会当初本会議において児玉求議員に対する懲罰が可決され、公開の議場における陳謝の懲罰が科せられました。しかしながら、同議員は、議会の決定、議長の命令に従わず、陳謝文の朗読を拒否したため、須恵町議会会議規則第98条並びに第104条に基づき、改めて懲罰特別委員会の設置、審査となりました。当委員会は、同日2回にわたり会議をもち、慎重審査の上、即日結審いたしました。

採決の結果を申し上げます。

当委員会は、児玉求議員に対し懲罰を科すことを全員賛成で可決しました。

懲罰の種類は、地方自治法第135条第1項第3号に規定される一定期間の出場停止を科すこととし、その期間を7日間とすることに決しました。

児玉求議員は、少なくとも議員である以上は、議会の議決の重さを理解しなくてはならないものです。しかしながら、同議員は少しの反省の弁もなく、既に議決が出た後に異議を申し述べようと議長に抵抗するなど、議会軽視にもほどがあります。児玉求議員には、須恵町議会を軽視することは、すなわち議員を選出した須恵町民を軽視することにほかならないと気づいていただきたい。

同委員会は、このような意見を採用し、須恵町議会会議規則第105条に規定する出席停止の期間を最も重い7日間とした次第です。

以上、御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより発議第1号児玉求議員に対する懲罰動議について採決を行います。本件に対する委員

長の報告は、児玉求議員に対して、本定例会の出席を本日から7日間停止することです。委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、児玉求君に本定例会の出席を本日から7日間出席停止することに決定しました。

児玉求君の入場を求めます。

[児玉求君入場]

○議長（松山 力弥） 児玉求君に起立を求めます。

ここで、須恵町議会会議規則第107条の規定に基づき、児玉求君に懲罰の宣告を行います。

児玉求君に本定例会の出席を本日から3月14日までの7日間出席停止とします。

児玉求君の退場を求めます。

○議員（7番 児玉 求） 弁明を申し上げたいと思います。

○議長（松山 力弥） もう決しましたので、弁明はできません。

[児玉求議員退場]

日程第2. 議案第5号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第5号須恵町外二ヶ町清掃施設組合規約の変更についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第5号須恵町外二ヶ町清掃施設組合規約の変更について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由といたしましては、須恵町外二ヶ町清掃施設組合が所管する施設周辺の環境問題に対し、迅速かつ的確に当該組合の事案として対処することを目的として当該組合で環境整備に関する業務を新しく共同処理することから、須恵町外二ヶ町清掃施設組合規約を変更する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものです。

議案書3ページ、新旧対照表で説明します。

第3条に、第4号「前3号の施設の周辺における環境整備に関すること」を追加します。併せて、別表、負担割合の項目に「環境整備」を追加し、区分、環境整備に要する経費、施設所在関係町、これは篠栗町です、30%。施設費所在関係町、これは須恵町と粕屋町です、これを70%追加しております。

附則で、この規約は令和3年4月1日から施行するとしております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第5号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第5号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第5号須恵町外二ヶ町清掃施設組合規約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第7号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第7号須恵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第7号須恵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由として、平成29年6月に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、地方公共団体の町やその他の職員に対する損害賠償責任について、職務上善意で、かつ重大な過失がないときは、その損害賠償責任額から条例で定める額を公助した残りの額を免除するという条例を制定することができることとされました。

今回の条例では、善意で、かつ重大な過失がないときに、町長等が実際に負担することとなる賠償額、つまり最低責任負担額を規定するということとなります。分かりやすく言うと、負担額の上限を設定するということでございます。

現行の法制度上、住民訴訟の対象となる地方公共団体の長、その他の職員の損害賠償責任については、その職員に軽過失しかない場合にも相当因果関係のある損害の全額について追求されることとなります。よって、本条例を制定していない場合は、全額賠償責任を求められることになります。

近年では、この住民訴訟制度に基づく訴訟により、1億円を超える高額な賠償責任を命ずる判決が言い渡されていますが、幾つかの課題も指摘されている現状です。つまり現実的に見て、あまりに酷であるから上限を設定するものでございます。

2ページをお願いします。

第1条で、制定の趣旨を規定しています。

第2条では、損害賠償の一部免責を規定しています。

内容につきましては、損害賠償責任を負う額から各号で示しています。職員区分ごとの損害賠償責任を免除することができない額、つまり上限です。町長については、基準給与年額に6を乗じて得た額、副町長、教育長、教育委員、選挙管理委員、監査委員は、基準給与年額。委員については年報酬の4倍、農業委員、固定資産評価審査委員は、年報酬の2倍、町職員年間の給与額となります。基準給与年額の範囲からは扶養手当、住居手当、通勤手当、退職手当は除外されません。

施行期日等につきましては、公布の日から施行するとしております。

なお、今回の条例制定について、地方自治法第243条の2、第2項の規定により、条例の制定に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聞かなければならないと規定されており、去る2月24日、議会より監査委員宛て条例制定に関し意見を求め、3月3日付で監査委員より、町長等が必要以上の心理的負担を受けずに公正に職務を執行することが可能となり、条例内容においても客観性、また合理性を欠くものではないため、本条例の制定は適切であると思料するとの意見を頂いております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第7号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第7号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第7号須恵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第8号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第8号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） おはようございます。議案第8号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

提案理由として、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が令和3年2月

3日に公布され、令和3年2月13日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことによります。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給について規定している条文中、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが指定感染症から新型インフルエンザ等感染症に変更され、指定期限以降も期限の定めなく現在実施している必要な対策を講じられるようにするため、条例中の用語の整備を行うものです。

3ページの新旧対照表を御覧ください。その中で括弧の分は手元にありますので括弧は言いませんので、よろしくをお願いします。

附則第2項中、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2、指定する新型コロナウイルス感染症、新型コロナウイルス感染症病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）である感染症を言う。以下同じに改めます。

2ページに戻ります。

附則、この条例は公布の日から施行する。

質疑として、条文中の中国由来のインフルエンザと記載されているが、今変異型が確認され中国由来でないものも出てきている。この条例では中国由来のものに限定しているのかとの質疑に、新たに規定された新型インフルエンザ等感染症の中に、昨年从中国から来た新型コロナウイルス感染症と再興型新型コロナウイルス感染症が追加された。変異型もこの中に含まれているとの答弁がありました。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第8号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第8号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第8号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第9号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第9号町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第9号町道路線の認定及び廃止について、総務建設産業委員会の審査報告をします。

提案理由は、町道路線網の整備を図るため、町道路線の認定及び廃止の必要が生じたので提案するものでございます。

今回の路線の認定は10路線、廃止は1路線です。

2ページから3ページにかけては、開発行為の宅地分譲等において、公衆用道路として寄附を受けた仏生9号線をはじめ10路線を一般公共道路として新規認定するものでございます。

また、4ページは、県道交差点改良工事により、既存町道に統合された桜原2号線を一般公共道路として供用する必要がなくなったため廃止するものです。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第9号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第9号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第9号町道路線の認定及び廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第10号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第10号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第10号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第11号）について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和2年度須恵町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億6,275万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ141億2,138万9,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の追加、変更は、「第2表地方債補正」による。

第3条、債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

また、第4条で繰越明許費の追加は、「第4表繰越明許費補正」によるとしております。

予算審査特別委員会は、議員全員での審査のため、詳細につきましては省略いたします。

質疑として、新型コロナウイルス感染症対策の事業継続支援事業1,200万円の減額分を小規模事業者応援給付金として15から30%収入減の指定の給付に流用できないかとの質疑に、事業継続支援事業正社員雇用促進給付金と小規模事業者応援給付金は別の事業であるため、適用することはできないとの回答でした。

小規模事業者応援給付金を1,000件で見込んでいたが500件の申請となっている。その分を補正で15から30%の収入減の人への給付に入れ込めないのかとの質疑に、申請に基づいての実績が決算見込みであり、財源は新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金であり、多くの事業を行っている。現在4億3,081万3,000円の支出見込みで、補助金を上回り一般財源で4,600万円ほど支出している。予算オーバーのため決算見込みのままでいくとの回答でした。

国からの第3次地方創生臨時交付金は今回の補正予算に入っているのかとの質疑に、第3次については令和3年度に予算編成するとの回答でした。

シルバー人材センター補助金の減額理由の詳細についての質疑に、コロナの影響で地域活性化センターほたるの湯を閉館し、営業停止となったため、その影響による賃金支給がなくなったためであるとの回答でした。

ため池ハザードマップ作成委託料の詳細についての質疑に、須恵町にある44か所のため池のうち、39か所が防災重点ため池であり、この39か所について決壊した場合の浸水想定区域、避難所への安全な避難方法を作成し、ワークショップなどを行い、避難の目安となるマップを作成する。令和3年度の当初予算に繰越し分を含めた3,300万円を計上する。国の全額補助で交付決定を受け、7月ぐらいに契約を考えているとの回答でした。

児童手当が3,000万円減額されているが何名分なのかとの質疑に、概算4,830人、6億5,280万円を予算計上していたが、決算見込みで概算214人分、3,000万円が不用額となった。出産、転入を見込み計上していたが、昨年度とほぼ変わらなかったための減額との回答でした。

待機児童支援事業補助金が400万円追加補正されているが何件分なのか、待機児童は何人かとの質疑に、概算30人、900万円を予算計上していたが、決算見込みで概算53人分、400万円が不足となるための増額補正です。届出施設等の保育料と認可保育所の保育料の差額で補助額が決まり、金額については世帯の所得、家族構成により変動するため概算で算出、人数

についても復職、転入等の理由による支給開始日が異なるため、概算となる。待機児童は61名との回答でした。

以上、当委員会、慎重審査し、採決結果、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第10号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第10号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第10号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第10号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第11号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第11号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第11号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第11号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億1,204万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億3,074万8,000円とするものです。

第2項で款項の区分及び金額は、次のページの「第1表歳入歳出予算補正」によりとしています。

事項別明細書6ページ、7ページをお開きください。

歳入の主なものは、1款1項国民健康保険税1,600万円の減額は決算見込みによるもの、3款1項国庫補助金68万3,000円の増額は災害等臨時特別補助金の増額によるもの。4款1項県補助金9,132万8,000円の減額は、歳出の保険給付費の減に伴う普通交付金と特別交付金の交付決定数値による県繰入金の減額によるものです。

8ページ、9ページをお開きください。

5款1項他会計繰入金745万1,000円の減額は、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金繰入金の国への報告額の減額によるものです。

7款3項雑入184万7,000円の増額は一般被保険者第三者納付金と、次の10ページ、

11ページになります一般被保険者返納金の決算見込みによるものです。

12ページ、13ページをお開きください。

歳出の主なものは、1款1項総務管理費11万1,000円の減額は職員人件費及び委託料の決算見込みによるもの、2項徴税費5万円の減額は需用費及び役務費の決算見込みによるものです。

2款1項療養諸費1億100万円の減額。

次の14ページ、15ページです。

2項高額療養費580万円の減額、4項出産育児諸費420万円の減額は、いずれも決算見込みによるものです。

3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分10万円の減額は、退職被保険者等医療給付費分の県からの確定通知によるものです。

6款1項保健事業費82万1,000円の減額。

次の16ページ、17ページです。

2項特定健康診査等事業費56万7,000円の減額は、委託料及び補助金の執行残によるものです。

8款1項償還金及び還付加算金の60万円の増額は、保険税過誤納還付金不足によるものです。質疑として、歳入7款の一般被保険者の延滞金が20万円となっているが何名分かとの質疑に、人数は把握できていない、収納済額で計上しているとの答弁がありました。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第11号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第11号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第12号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第12号令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第12号令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和2年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,324万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億8,200万円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの「第1表歳入歳出予算補正」によるとしています。

事項別明細書6ページ、7ページをお開きください。

歳入です。1款1項後期高齢者医療保険料424万9,000円の減額は、令和3年1月での調定額及び収納率により算定しました決算見込みによるものです。

3款1項他会計繰入金26万5,000円の増額は、一般会計繰入金の事務費繰入金は決算見込みによるもの、保険基盤安定繰入金は広域連合からの確定数値によるものです。

4款1項繰越金1,721万円の増額は前年度の保険料繰越金1,639万6,000円を含めたところの補正です。

5款1項延滞金、加算金及び過料2万2,000円の増額は、決算見込みによるものです。

次に、歳出です。8ページ、9ページをお開きください。

1款1項総務管理費18万8,000円の減額と2項徴税費18万6,000円の減額は決算見込みによるものです。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金1,362万2,000円の増額は、歳入予算の保険料、前年度保険料繰越金などの合計で福岡県後期高齢者医療広域連合へ納付します負担金の補正となります。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第12号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第12号令和2年度須恵町後期高齢者

医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第13号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第13号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第13号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,727万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億8,785万3,000円とする。

第2項、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は、「第2表」による。

4ページ、第2表でございます。

地方債補正1の変更は限度額のみの変更で、以下従来どおりとなっております。

起債の目的、多々良川流域下水道建設費負担金分限度額、変更前3,030万円が変更後1,790万円に、建設費の確定により1,240万円の減額、同じく多々良川流域関連公共下水道分、限度額、変更前2億870万円が変更後1億4,640万円に、委託料の減により6,230万円の減となっております。

次に、公営企業会計適用債分、限度額、変更前500万円が変更後480万円に、決算見込みにより20万円の減となっております。

6ページ、事項別明細書の歳入ですが、金額を省略しますので、お手元の資料で御確認ください。

1款分担金及び負担金、決算見込みによる増額でございます。

2款使用料及び手数料並びに3款国庫支出金は、決算見込みによる減額です。

4款財産収入は、決算見込みによる増額です。

5款繰入金は、収支調整のため減額です。

6款繰越金は、前年度繰越額の確定による増額です。

7款諸収入は、下水道維持管理費の余剰金による増額です。

なお、8款町債は、4ページ、地方債の変更による減額となっております。

続きまして、12ページ、歳出でございます。

1款総務費は、主に3目の下水道施設整備基金費の積立てによる増額。

2 款下水道事業費は、国庫補助金の減額により事業の見直しを行ったことによる減額です。

3 款公債費は、令和 2 年度の町債償還利息の利率が確定による減額です。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第 13 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 13 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 13 号令和 2 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10. 議案第 14 号

○議長（松山 力弥） 日程第 10、議案第 14 号令和 2 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11 番、田ノ上真君。

○議員（11 番 田ノ上 真） 議案第 14 号令和 2 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の 1 ページでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 47 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9,552 万 5,000 円とする。

第 2 項、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表」による。

4 ページ、第 2 表でございます。

地方債補正、1 の変更は限度額のみの変更で、以下、従来どおりとなっております。起債の目的、資本費平準化分限度額、変更前 2,760 万円が変更後 2,730 万円に、決算見込みにより 30 万円の減額、同じく公営企業会計適用債分限度額、変更前 350 万円が変更後 320 万円に、決算見込みにより 30 万円の減となっております。

6 ページ、事項別明細書の歳入ですが、1 款分担金及び負担金は決算見込みによる増額です。

2 款使用料及び手数料は、決算見込みによる減額です。

3 款繰入金は、収支調整のため減額となっております。

4 款繰越金は、前年度繰越額の確定による増額です。

なお、6款町債は、4ページ、地方債の変更による減額となっております。

続きまして、10ページ、歳出でございます。

1款総務費は、決算見込みによる減額です。

3款公債費は、地方債の変更による減額となっております。

以上、総務建設産業委員会、全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第14号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第14号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第14号令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第15号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第15号令和2年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） 議案第15号令和2年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページでございます。

第2条の収益的収支と第3条の資本的収支は、実施計画内訳書にて説明をいたします。

2ページ、第2条の収益的収支の収入は1,500万円を増額し、合計は6億5,019万8,000円で収益の増となっております。

続きまして、支出は1,968万円を増額し、合計は5億9,376万7,000円で、過年度損益修正損により増額となっております。

4ページ、第3条の資本的収支の収入は60万円を増額し、合計は2,160万円で、工事負担金の増となっております。

続きまして、支出は3,500万円を減額し、合計は1億3,804万3,000円で、工事量の減となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,644万3,000円は、損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填します。

以上、総務建設産業委員会、全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第15号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第15号令和2年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（松山 力弥） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は3月9日、午前9時から行います。

本日はこれにて散会します。

午前10時54分散会

令和3年 第1回(定例)須 恵 町 議 会 会 議 録 (第3日)

令和3年3月9日(火曜日)

議 事 日 程 (第3号)

令和3年3月9日 午前9時00分開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出 席 議 員 (13名)

1番	白 水 春 夫	2番	男 澤 一 夫
3番	稲 永 辰 己	5番	藤 野 正 剛
6番	川 口 満 浩	8番	世 利 孝 志
9番	三 角 栄 重	10番	猪 谷 繁 幸
11番	田 ノ 上 真	12番	田 原 重 美
13番	三 上 政 義	14番	今 村 桂 子
15番	松 山 力 弥		

欠席議員(なし)

出席停止議員(1名)

7番	児 玉 求
----	-------

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	係 長	白 水 誠
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	安河内 文 彦	総 務 課 長	諸 石 豊
会 計 管 理 者	合 屋 浩 二	子 ども 教 育 課 理 事	御 手 洗 文 生
地 域 振 興 課 長	甲 能 裕 和	上 下 水 道 課 長	稲 永 勝 章
健 康 増 進 課 長	今 泉 英 明	住 民 課 長	合 屋 真 由 美
福 祉 課 長	吉 川 聡 士	都 市 整 備 課 長	世 利 昌 信
ま ち づ く り 課 長	平 山 幸 治	社 会 教 育 課 長	安 河 内 ひ と み
税 務 課 長	横 山 剛	住 民 課 参 事	百 田 敦
総 務 課 参 事	舩 本 直 明	ま ち づ く り 課 参 事	船 井 弘 喜
子 ども 教 育 課 参 事	吉 本 孝 治	総 務 課 課 長 補 佐	白 水 婦 美
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前9時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。本日の一般質問でございますけれども、コロナウイルス関係で緊急事態宣言中のため、通告の時点ではどうなるかと心配しまして、皆様には一般質問を急ぐものにとり質問をお願いしますということでお願いしましたところ、3名の方の質問がありました。

しかしながら、児玉求議員には、前日本会議において懲罰が科されましたので、懲罰が出席停止7日間ございましたので、本日の一般質問はできませんので、報告させていただきます。御理解のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（松山 力弥） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、議員申し合わせにより、質問時間は答弁を含め1時間以内、質問回数は3回までとなっております。

順番に発言を認めます。14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） おはようございます。14番、今村桂子です。今日も朝から地震が起こっておるようでございます。亡くなられた方に御冥福を祈るとともに、また須恵町においても6月の雨期ぐらいになるといろんな災害が起こってまいります。コロナ禍の中で皆様大変ですけれども、今後も気を引き締めて頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今回2問の質問を出しておりますので、まず1問目は、スプレー缶回収方法の変更についてお聞きをいたします。

ごみなどの回収は、住民が最も身近に感じる公共サービスの一つです。昨年4月1日からスプレー缶やカートリッジボンベの収集方法が変わっています。それまでは、空き缶と一緒にピンクの指定袋に入れて出せば回収されてきました。今では、わざわざ公民館や役場に設置された場所まで持っていかなければならなくなりました。

住民の方々からは、「粕屋町や志免町では今までどおり回収されているのに、変更されたのはなぜ」、「議会もようそんな住民が不便を感じることを決めたね」、「須恵町は住みにくくなってきた」と言われます。そんなときは、予算が絡んでいないので議会では決めていないし、報告もなかったのが経緯などは分からないと言いましたが。ほかにも、「高齢者で足が悪いのにつえをついて公民館まで持っていくとき途中でこけそうになって大変だった」、「高齢化社会なのに高齢者に優しくない取組ですね」とか、「寒くなり鍋料理などでカセットボンベを使用すること

が増え、回収方法を知らずに出して持っていってもらえなかった」、「回収方法の変更不便を感じる」など、よい意見を聞いたことがありません。

また、公民館の回収缶の中には、たばこの吸い殻、ライター、花火の燃えかす、燃えるごみ、生ごみ、空き缶などが捨てられていたこともあったと聞いています。公民館周りでは、子どもたちが遊んでいたりしますし、公民館は人が常駐しているわけではないので、スプレー缶など何日も置いておくと、もしスプレーを使い切っておらず中にガスが残っている場合などは危険です。

そこで、回収方法についてお聞きします。

なぜ、回収方法を変えたのですか。

3月末に同僚議員が公民館での回収について担当課に聞きに行ったときに、試験的に実施しているとの説明を受けたと聞いていますが、いつからいつまでが試験期間で、どのような結果が出て実施に踏み切ったのですか。

回収方法の変更を町民にどのような方法で知らせたのですか。なぜ、わざわざ公民館や役場まで持っていかなければならないのですか。

粕屋町、篠栗町のように、透明または半透明の袋にスプレー缶のみを入れて、空き缶の収集日に一緒に回収できないのでしょうか。

公民館などの回収はどれぐらいの間隔で行っているのですか。何日もスプレー缶などを公民館に置いておくと危険ではないですか。

約1年がたちましたが、町民の反応はどうか、などについてお答えください。

2問目でございますが、ワクチン接種準備の状況について質問をいたします。

コロナワクチン接種については、町長報告や全員協議会でも報告されておりますので、取り下げようとも思いましたが、そのとき報告されていないこともあり、町民の方々も不安な思いで情報を知りたいと思われまますので、質問をさせていただきます。

須恵町における医療従事者へのコロナワクチン接種が3月中旬から始まり、4月下旬からは65歳以上が接種、6月までに2回目の接種を完了する予定となっております。ワクチン接種については、町長が最重要施策と位置づけ、最優先でやっていくと言われており、職員も日々尽力されているところです。国からの情報が変更になったり、分からないことが多い中でも準備は行っていかなければなりません。

令和3年1月15日付、厚生労働省より接種体制構築に向けた準備の参考になるよう、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施に関する手引改訂版が示されたことにより、各自治体においては接種の流れ等のシミュレーションを行うなど準備が進んでいるようです。

須恵町では、2月の臨時議会においてワクチン接種クーポン券印刷印字業務委託料462万3,000円、またワクチン接種業務委託料1億4,196万6,000円、予約受付コールセン

ター健康管理システム入力等業務委託料6,406万9,000円などを含むワクチン接種事業費2億4,694万9,000円が可決され、ワクチン接種体制の構築が進められています。

接種を希望される町民に対し円滑な接種体制を整備することは町にとって喫緊の課題であり、医療機関等の関係機関と連携を図りながら、できる限り安全な体制を構築することが重要です。

そこで、委託の詳細、ワクチン接種の流れ、現在の状況、課題などについてお聞きします。

国は、新システムを導入し、ワクチン接種クーポンにワクチン登録のバーコードを印刷し、受付でタブレットにバーコードを読み込ませるよう計画していますが、接種案内にバーコードを印刷し、接種前までに発送することが現状で間に合いますか。

病院に委託するとのことですが、診療日以外の土日の接種はどうするのでしょうか。

問診、ワクチンを注射器に入れる、注射針を替えるなどの準備、接種後の経過観察、接種後の相談など数人の看護師が必要となりますが、医師、看護師の確保はできているのでしょうか。

接種を予約しての当日キャンセルや問診で接種できない人たちが出たら、ワクチンを無駄にしないための補欠要員なども検討されているのでしょうか。

オイコスも接種場所として予定されていますが、接種後の15分から30分の経過観察のベッド等は確保されているのでしょうか。

関係機関からのワクチンを誰が受け取り、町内の医療機関に配布するのですか。また、ワクチンの管理、本数等の把握、役場への報告などはどうなりますか。

集団接種会場での流れが円滑に行えるのか、接種会場のレイアウト、接種の流れ、シミュレーションはできていますか。

ホームページなどで接種予約状況の確認や接種の注意点・接種部位を伝え、会場に来る際の服装、腕をまくりやすい服装でなど、接種場所でももたつかないような接種に関する情報はどうなっていますか。

ワクチン委託内容についてお聞きします。

先ほどから詳細に質問しておりますが、これらの項目については委託契約に全て入っているのでしょうか。委託ではない部分はどの項目で、どのくらいの準備が進んでいますか、お聞きをします。

このワクチンについては、欧米などの報告によると一定の割合で副反応が見られると言われていています。厚生労働省健康局から、令和3年2月1日付で、新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応を疑う症状に対する医療体制の構築について、事務連絡が発出されています。その中で、ワクチン接種後の副反応に対する医療機関の確保が求められていますが、須恵町では都道府県や医療機関とワクチン接種後の副反応に対する体制について協議をしていますか。副反応に対応する医療機関の確保、必要に応じて身近な医療機関からの紹介により専門的な医療機関をあらかじめ

め確保するための連携、協力依頼などはできていますか。

接種をした人に、地域の特典をつけるところもあります。須恵町独自のワクチン接種支援策を平松カラーとして町長なら何か独自の支援策を考えていらっしゃるのではないかと思います、いかがでしょうか。

国は、市町村独自の計画により進めていくと言っておりますが、町の手腕が発揮される場所ではあります。ワクチン供給の遅れなどにより、町へのワクチン数が確保できない、確定しないなど不安定な部分が出てきていますが、現時点での問題点、不安要素がありますか。町民の方々も情報が少ない中で不安になっています。コロナワクチン接種の詳細について、お答えください。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。

○地域振興課長（甲能 裕和） はい。議長

○議長（松山 力弥） 甲能地域振興課長。

○地域振興課長（甲能 裕和） おはようございます。スプレー缶回収方法についてのほうの説明をいたします。

まず、皆様に参考資料として、現在の糟屋地区のスプレー缶の処理方法についてお渡ししております。

御覧のとおり、各市町いろんな方法により回収を行っております。

今回、本町においては、環境省からのスプレー缶の収集方法等について通達があり、協議を行い、各行政区長さんの御理解と御協力を頂き、現在の収集方法へ変更を行っております。

内容につきましては、各質問の中で回答していきたいと思っております。

1、なぜ須恵町だけ回収方法、場所を変更したのですかの質問ですが。

平成30年12月16日に、北海道札幌市で発生したスプレー缶の爆発事故を受けて、同月27日、環境省からスプレー缶、エアゾール製品等をごみとして排出する際には、穴を開けずに中身を使い切り、住民に周知徹底、また収集においては別収集をすることなどの通達がありました。

これを受け、本町におきましても、爆発事故を防ぐため、スプレー缶の出し方について、令和元年6月1日から空き缶、空き瓶のごみ出し日に空き缶、空き瓶の袋に入れずに、スプレー缶は穴を開けずに中身を使い切って市販の透明のビニール袋に入れて出してくださいと、町の広報や各区の回覧板などで周知をしておりました。

しかし、運用を開始したところ、風で飛んだり容易に転がるなどして、路上での事故を誘発させる危険性が高く、また実際に路上に散乱したり水路へ転落したりするなど、周囲に悪影響を及ぼす結果となりました。

このことから、令和2年4月1日から役場や行政区長さんの御理解、御協力の下、各地域の公

民館、集会場にスプレー缶の専用ボックスを町内の50か所に設置し、中身を使い切って出してもらう方法に変更いたしました。

2番の試験的に実施した結果、実施に踏み切っていると聞いていますが、その理由はどうしてですかの質問ですが。

先ほども説明いたしました、今までの収集方法で別に出してもらっていましたが、風で飛んだり容易に転がるなどして、路上での事故を誘発させる危険性が高く、実際に路上で散乱したり水路へ落下したりするなど、周囲に悪影響を及ぼす結果となりました。この結果を受け、令和2年3月に各公民館等にスプレー缶専用の回収ボックスを設置し、試験を行い、検討しましたところ、排出、収集に特段支障がないと判断し、令和2年4月1日から正式に現在の収集を開始しております。

3番目の町民への周知はどのようにしていますかの質問ですが。

令和2年3月、令和2年5月から9月までの町の広報に掲載し、回覧板、町のホームページ、住民の皆様配布しているごみの出し方のパンフレット等で周知をしております。

4番目のなぜわざわざ公民館や役場まで持っていかなければならないですか。透明または半透明袋にスプレー缶のみ入れて、空き缶収集日に一緒に回収できないですかの質問ですが。

1番の答えの内容と重複していますが、当初、空き缶、空き瓶のごみ出し日に中身を使い切って出していたおりましたが、路上の安全確保ができない、収集に支障を来すなど様々な課題が抱える結果となり、空き缶、空き瓶と一緒に収集するのは危険と判断いたしました。

近隣町の状況を参考に様々な観点から検討しましたところ、スプレー缶につきましては、ごみ出し日を設けず、役場や各地区の公民館、集会所など町民にとって身近な施設に、スプレー缶専用の回収ボックスを町内50か所に設置し、中身を使い切って出してもらうように変更いたしました。

このことは、家庭からのスプレー缶の排出量は数的には少なく、いつでも持っていけるという安全に捨てられるということを考えております。

5番の公民館などの収集間隔はどのくらいですかの質問ですが。

これは、毎週火曜日の夜間に回収を行っております。

6番目の公民館などで何日もスプレー缶を置くと危険ではないですかの質問ですが。

スプレー缶のごみ出し方については、穴を開けずに中身を使い切って出していただくことになっております。他のごみの出し方同様にルールを守っていただくことが前提となっております。中身を使い切って出していただければ、数日間放置しておいても危険はありません。現在の方法にして、子どもがいたずらをしている、触ってけがをしたなどの報告は受けておりませんので、皆さんはルール守って出していただいていると考えております。

7番目の約1年たちますが、町民の反応はいかがですかの質問ですが。

変更しました4月当初からは、しばらくの間、問い合わせ等が続きましたが、行政区長さんの御理解、御協力により周知が広まり、最近では問い合わせは減少し、ほとんどなくなってきております。このごみの出し方のルールを守っていただいて、少しずつ住民の皆さんに浸透してきているのではないかと考えております。

なお、今後も現在の方法で収集を行っていきたいと思いますので、御理解、御協力よろしくお願いたします。（発言の声あり）後からちょっと報告させてもらっていいですか。

○議長（松山 力弥） 次に、答弁。

○健康増進課長（今泉 英明） はい。議長

○議長（松山 力弥） 今泉健康増進課長。

○健康増進課長（今泉 英明） おはようございます。1番目の質問です。国はシステムを導入し、ワクチン接種をクーポンにワクチン登録のバーコードを印刷し、受付でタブレットにバーコードを読み込ませるように計画していますが、接種案内にバーコードを印刷し、接種前までに発送することが現状で間に合いますかについてお答えします。

ワクチン接種記録システムの対応について、高齢者、65歳以上分については、システム概要が発表される前にクーポン券の印刷、発注依頼をし、納品されております。システム非対応のバーコードが印刷されております。バーコードでは対応できないですが、別に18桁の数字が印刷されており、配布されるタブレット端末で読み取り入力が可能です。須恵町の1日の接種人数でしたら、少し時間はかかりますが、手打ち入力でも可能ということでございます。それ以外の人、65歳未満以下から16歳以上分については、システム対応バーコードの印字について印刷業者と調整中でございます。

2、病院に委託するとのことですが、診察日以外の土日の接種はどうするのですかについてお答えします。

ワクチン接種の方法は、集団接種会場で行う集団接種と各医療機関で行う個別接種があります。集団接種については、町内各医療機関から医師を派遣していただき、個別接種についてはワクチン管理など接種に関する全てを行っていただきます。病院の診療日以外の土日の接種は集団接種会場で週、平日を3日間、隔週日曜日を検討中です。町内医療機関の中には、土日の接種可能な医療機関もありますので、現在協議中でございます。

3番目の質問です。ワクチン接種の委託内容を教えてくださいについてお答えします。

委託内容につきましては、個別接種に関わるものです。1つ目は、新型コロナウイルスワクチンの個別接種実施に関わる委託です。これは、全国知事会と日本医師会が全市町村及び全国の個別接種を実施する医療機関の委任を受け、契約者の代表として行う中央契約に基づくものです。

委託内容は、接種対象者の確認及び予診並びにワクチン接種を委託するものです。接種の委託料単価は、1人1接種当たり2,070円に消費税と地方消費税を乗じた額になります。また、予診のみの実施の不可予診の委託料単価は、1人1回当たり1,570円に消費税と地方消費税を乗じた額になります。この委託料単価は、全国統一の単価になります。

2つ目は、新型コロナウイルスワクチンの接種費用の支払いに係る委託で、これは福岡県内の市町村は福岡県に契約を委任し、委任された福岡県と福岡県国民健康保険団体連合会との中央契約に基づくもので、委託内容は、町外の医療機関及び介護老人保健施設で接種を行われた場合に、接種費用の請求及び支払いの事務を福岡県国民健康保険団体連合会に委託するものです。事務手数料の委託料単価は、1件につき300円です。これは、消費税、地方消費税を含むものです。この委託料単価は、全国統一の単価になります。

4番目の質問です。問診、ワクチンを注射器に入れるなどの準備、接種後の経過観察、接種後の相談、数人の看護師が必要となりますが、医師や看護師の確保はできていますかについてお答えします。

医師については、町内各医療施設からの派遣に頼るほかなく、御協力をお願いしております。また、看護師については、町内各医療施設から派遣を頂くことがなかなか難しく、須恵町会計年度任用職員看護師と派遣会社からの看護師派遣を検討しております。

5番目、接種を予約しての当日のキャンセルや問診で接種できない人が出たら、ワクチンを無駄にしないための補欠要員なども検討しているのですかについてお答えします。

65歳以上のワクチン、ファイザー社製になりますが、ワクチン取扱いに非常に制約があります。ワクチンを無駄にしないようにどうするかは検討中でございます。

6、オイコスも接種場所として予定されていますが、接種後の15分から30分の経過観察のベッド等は確保されていますかについてお答えします。

接種後は、椅子に座っていただき、15分から30分経過観察をし、体調不良等があれば救護室に搬送します。救護ベッドは2台確保しております。別途、接種会場のレイアウトを添付しておりますので、後で御確認ください。

7番目、関係機関からワクチンを誰が受け取り、町内の医療機関に配布するのですか。ワクチンの管理、本数等の把握、役場への報告等はどのようにされるのですかについてお答えします。

各医療施設から、国のワクチン管理システムV-SYSにより必要ワクチン数を報告、須恵町で集計、福岡県に報告します。ファイザー社製ワクチンはファイザー社製の日本国内倉庫からディープフリーザーが設置されている基本施設、須恵町役場、水戸病院などに搬送され、そこから各医療施設に必要なワクチン数を配送することになっております。日本倉庫から基本施設、先ほど申しました須恵町役場、水戸病院などまでは国が指定した配送業者より配送され、基本型施設の

ワクチン受け取り担当者が受け取り、基本施設から各医療施設までの配送は須恵町が選定した配送業者による配送を検討しております。

8番目、集団接種会場での流れが円滑に行えるのですか、集団接種会場のレイアウト、接種の流れのシミュレーションはできているのですかについてお答えします。

接種会場レイアウト、動線については完了しており、午前2時間半、午後2時間半、1日最大200回の接種を可能として、机上論でシミュレーションをしております。今後、人を使ったシミュレーションのほうを検討しております。

9番目、ホームページ等で接種予約状況の確認や接種の注意点、接種部位を伝え、会場に来る際の服装等の接種に関する情報提供はするのですか。厚生労働省によりワクチン接種後の副反応に対する医療機関の確保が求められていますが、須恵町では県や医療機関とワクチン接種後の副反応に対する体制について協議をしていますかについてお答えします。

ワクチン接種の注意点や服装等は、事前にホームページ等でお知らせを行っていきます。ワクチン接種予約については、ホームページでの予約は検討中です。4月1日導入予定のLINEを使った予約システムを構築中であり、このLINE予約システムで確認ができます。情報発信については、ホームページで情報発信しており、今後LINEでも情報発信する予定です。

また、副反応に対する体制構築については、実際副反応があった場合は接種場所で応急処置をし、救急施設へ搬送することになります。集団接種会場に配置する医療機材について、町内医療施設と協議し、準備を進めております。

10番目、接種した人に地域の特典をつけることもあるが、須恵町での予定はありますかについてお答えします。

これについては、現在考えはありません。

11番目、現時点での問題点、不安要素はありますかについてお答えします。

最大の懸念は、ワクチン供給の問題で、供給が滞れば、事前に接種予約も行えず、接種計画に多大な影響があります。また、接種期間が長引けば、町内医療機関への負担も大きくなることも懸念材料です。以上でございます。

○地域振興課長（甲能 裕和）はい。議長。

○議長（松山 力弥）甲能地域振興課長。

○地域振興課長（甲能 裕和）先ほどの試験期間はということの質問なんです。

令和2年3月1か月間試験を行い、4月1日より実施しております。

○議長（松山 力弥）今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子）今るる細かく説明を頂きました。

まず、スプレー缶の回収方法の変更についてでございますが、国の指示で穴を開けない、別収

集ということが義務づけられたということと、それから収集のときに別に入れていたとしても路上に散らばっていたり、そして溝に入っていたりで不安定だったということ、安全上の問題があるということをお聞きいたしました。

しかし、近隣町を調べてみますと、例えば皆さんクリーンパークに持っていくわけでございますけれども、ごみは。クリーンパークの構成町であります篠栗町そして粕屋町、共にビニール袋、別袋に入れて回収をしていただいて、家の前なりに出して回収をしていっている状況でございます。篠栗町では、8月にそういう状況にしたそうでございますが、周知期間を2か月取られて、その2か月の間はどちらでもいいという方法を取ったと聞いております。

同じクリーンパークの中でも、なぜ須恵町は歩いていかないといけないのかと、場所が遠いと。

しかも、季節によってそのスプレー缶というのは出る本数が違うと思うんです。今聞いたら、3月に試験を1か月したということなんだろうと思いますけれども、一番カセットボンベ等が出るのは冬の寒い時期で、卓上コンロ等を使いますので、その時期。それから、最近ではスプレー缶も増えておまして、トイレの消臭スプレーとか整髪料のスプレー、それから炭酸飲料を使う炭酸のボンベスプレーとかいろいろございます。

だから、量的にもだんだん増えてきている状況でありますので、高齢者にとっては非常に歩いていくというのが大変という方もいらっしゃいますし、このコロナ禍中で宅配等取ってほとんど家におるのに、公民館まで出ていかないかと。公民館近いところはもちろんいいですけれども、遠くの方もいらっしゃいますし、車のない方もいらっしゃいます。そういう中で、なぜ不便な状況に変えるんだろうかと。そして、志免町とかは今までどおり空き缶と一緒にボンベを入れてそのまま出している状況です、現在でも。それを変えるということであれば、家の前にせめて出せる状況、篠栗とか粕屋町のような状況にできないのだろうかということをお聞きをいたします。

あと、ごみというのは本当に一番身近なものなので、皆さんからの反響はすごく大きいです。ほとんどルールがよくなってきたと言われますけれども、聞いたところによると、やはりスプレー缶、スプレーを出し切っているかどうか分かりませんよね。スプレー缶出し切っていない方がもし出して、その中に、夏だと花火が入っていたり、ライターが入っていたり、たばこの吸い殻が入っていたり、今は事故は起こってなくても、もし事故が起こったときはどうするんやろうかということをお聞きを非常に不安に思います。

ですから、できれば、同じ構成町であります篠栗や粕屋町のように、空き缶の日に横に透明の袋で出しておくということができないのかどうか再検討をお願いしたいと思うんですけど、返事をお願いしたいと思います。

それから、コロナウイルスに関するワクチンにつきましては、本当に大変な中で、まだ先の見

えないような状況の中で頑張っておられると思います。

1点、机上でシミュレーションやって、今度実際にシミュレーションをオイコスのほうで接種のシミュレーションをやってみるということですが、シミュレーションをやることによって、実際やってみれば課題も見えてくると思いますので、ぜひ早めにシミュレーションをしていただきたいなと思います。

それと、役場から各医療機関に配送する業者に配送をお願いするということですが、配送業者は決まっておりますでしょうか。

その2点をお願いいたします。

○町長（平松 秀一）はい。議長

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 1問目のスプレー缶の収集については、それぞれの町の考え方といますか、あると思います。今までどおりというのは、これは法令違反です。無理なんです。須恵町は、いち早くその法令に基づいて、安全な形で何とか回収できないかということで、担当課長が申しましたように、別立てて透明の袋に入れてやってみたと。これ自体があまりよくなかったということで、今回の方法に変えたということです。

何もかもが便利であればもちろんいいんでしょうけども、費用の面で、担当課長申し上げませんでしたけど、要するに別立てで袋に入れるとすれば、今度は指定袋になります。指定袋になると、やっぱりこれお金かかるわけです。それとは別個に、その配送というのは通常の回収車とは別にもう1台、要するに常に後ろついていかないと。その負担金増が2,800万円かかります。そういった中で、区長会のほうにお諮りして、20行政区の公民館だけではなくて全体で50か所で何とかならないかということをお願いして運用しているということでございます。

議員、いろんな方々からお聞きになったんでしょうから、その実情を、どこの区でどういったものが出ているのかというのを担当課に御報告ください。それを検討した結果で、そこの区長さん方と相談した上で、今の方法が正しいのかどうかというのをもう再検討はいいのかなと思います。

ただ、全体としてはこの方式で今のところは運用していますので、御協力願いたいなと思っております。

それと、コロナワクチン接種については、2月の臨時議会で、少ない情報の中で議員各位の御了解を得た上で予算化したと。

その中で、1問目の要するにバーコードの問題とか含めて、全てが国のほうも途中から河野大臣を指名して、要するに特命大臣にするとかやっていますけども。

要するに、やっている厚生労働省自体が朝令暮改をやっているわけです。ですから、クーポン券一つにしても、我々須恵町というのはいち早く、昨年12月に、本来であれば12月28日に文書発令されとうわけよ。福岡県はこれを出していないんです、各自治体に。佐賀とかほかの県庁は、いち早く各自治体にその情報を流しています。それぐらい福岡は動きが遅い。

そういう中でも、ディープフリーザーの問題とかいろいろ出てきたわけです。私は、いち早く、12月の議会が始まる段階で、担当課のほうに行ってディープフリーザーの話も聞いています。そうすると、3台、最初は1台と言っていた。それが3台になった。それが、3月、4月、5月に配送されると、1台ずつ。

要するに、個別接種については、須恵町だけでも14医療機関あるわけです。その3台が、3月、4月、5月に来ると。間に合うわけがないということで、この前の臨時議会において、このディープフリーザーも須恵町の場合は6台先に買ったことによって、医療従事者の分についてのディープフリーザーも足りていると。今回、65歳以上の方々の接種に関しても、安全な形で今回の75度C以下にしとかんとだめだというワクチン、接種についても安全性を確保している。

そういった中で、福岡県を通してですけども、お話があったのが、これは笑い話みたいな話ですけども、一番最初は、厚生労働省のほうで指定したディープフリーザーじゃないとだめだと。それが、要するに基幹医療機関である水戸病院にしか来ないと言っていたんです。そんなことやっていて間に合うはずがないんです。今の段階になって、2月17、18、厚生労働省のほうに私たまたま行く要件があって、厚生労働大臣官房、大島官房、そして保健局の局長さん、保健局の課長さんとも懇談を進めたわけですけども、その中の笑い話の中で言っていたのが、要するに須恵町はそれだけ確保していると。それを融通してくれないかという話をしてくれているんです。それぐらい、このフリーザーも含めて、このワクチン接種に対しては、誰がどの言葉を信用していいのか分からないと。その中でスキームをつくっていかんといかん。

だから、2月の臨時議会の段階でこういった方法で行きましょうと。それについてはこれだけの予算が要るんだということで申し上げたけども、後追いたいにして、要するにバーコードで読んでいいですとか、ディープフリーザーはどうぞ用意してくださいと。75度C以下じゃないとだめだと言っていたのが、今25度C以下になった。その移動期間も、要するにそれから出したら5日間しかもたない。今そんなこと言っていないんです。

そういった状況の中で、本当に町民の方々に不安を与える中での作業になっております。ですから、お手元のほうに、オイコスのほうのシミュレーション会場の分もお渡ししているように、須恵町においてはいち早くそういったことも準備をやってやっているんですけども、何、そのワクチンがいつ来るか分からないという状況です。

そういった状況の中で、担当課のほうは非常なストレスを感じながらも万全の体制でやってい

こうということで進めておりますので、議員が説明を求められた内容については、今分かる範囲で御説明申し上げます。

そして、町民の方が不安がっていらっしゃるのもう十分分かっております。ですから、今回この3月の町報の中で、ワクチン接種に関して今分かっていることをお伝えしています。それ以外の各組合に入っている方についてはそれは届きますけども、届かない方についてはホームページ等でお知らせするようにしておりますし、今日、この一般質問が終わった後、全員協議会のほうで2件御説明申し上げる項目があるんですけども、その中で災害対策としてKBCのdボタンを利用したタイムリーな要するに情報発信をやっていくと。このdボタンを使いながら、私はこのワクチンの接種に関しての即時の情報というのは常に流していこうと。これは、まだ発表できる段階ではないんですけども、町民の方々はせっかく傍聴にもお見えになっていますし、こういった形で町報にも出しておりますので、このワクチン接種については、今現在、お分かりする範囲については担当課が申し上げたんですけども、それ以外のことについても進めております。

須恵町が進めているスキームについては、今担当課が申し上げたとおりですけども、ワクチン接種の方法、いろいろ、そういったディープフリーザーのこととかいろんなことを厚生労働官房のほうとお話ししたら、おっしゃったのは、実際須恵町が動き出したら、それ厚生労働省のほうで流していいかと。すばらしいシステムになっていると。ただ、動かそうにもワクチンが来ないということでございますので、皆さん焦るお気持ちの中でのこれ議員の質問でしょうから、今お答えできる範囲をお答えしていると。

何度も繰り返しますが、このごみの問題については、当面、区長さん方とも相談した上で、今のシステムを利用させていただきたいと。安全性からいうと、我々、要するにクリーンパーク、粕屋と篠栗はそういうふうに行っているということですが、これ費用がかかることです。それに対しても、町民の方々に費用負担をかけないで、幾分かの不便さを感じるものかもしれないけども、買わないといけないとかそういったものを含めた上でこの方法がいいんじゃないかということをお判断しておりますので、今の段階ではこの方法で行っていきたくないと。

ただし、今後も区長会と話を進めながら、何かいい方法があれば進めたいと思います。

ただ、同日、後ろからパッカー車がついて行って取るというのも、これまた危険伴いますので、今の段階では今の方法で行っていきたくというのが、私の気持ちでございます。

細かい点については、また担当課のほうにお尋ね頂ければと思います。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） もうコロナに対しては、本当に先の見えない中で御苦労されてい

ることと思います。

1点お尋ねでございますが、ワクチンがどれだけ来るか、今現状でははっきり分からない、いつ来るか分からないということでございますが。厚生労働省のホームページとか見ていると、1つの町に多分1回目が500本ぐらいだろうということではございますが、それも未定ということでございます。数が未定であるとなれば、何本来たという時点で誰が中心になってそれをどこの病院にどれぐらい配布をしていくかを決めないと、即決めないといけなくなると思うんですけど。

それは、誰を中心に、もちろん町長が一番トップではあられますけど、誰を中心にそこを決めていくのか。そして、高齢者の優先順位とございますか、例えば500本じゃなくて100本来た場合は、高齢者施設の方を先に接種させるのか、それとも年齢別で行くのか、それとも地域ごとに行くのか、その辺の優先を決めていかないと思うんですけど、その辺もし決まっていれば教えていただきたいと思います。

あとは、ホームページよりLINEをさっき活用するというので、LINEも非常に今皆さんは携帯持っていてすごくいいなと思いますし、災害dボタンというのはすごいアイデアだなと思って、さすがに平松町長、考えることがすごいなと思ったんですけども。

その使いやすい方法、みんなが見やすい方法でしていただくというのは非常にいいなと思っております。臨機応変の対応で大変でしょうけれども、1点だけその辺をお聞きいたします。

それと、スプレー缶のほうなんですけれども、別立てで袋、袋代が要るということでございます。今は、粕屋町もそれから篠栗町もレジ袋とかちょっとした透明袋で町民の方たちは出しているということで、別に指定袋はないんですけれども。後からパッカー車が1台、パッカー車じゃなくて多分トラック、軽ですか、1台ついていくのに、回収で2,800万円かかるということですが。

例えば、そのときにダンボールとか今すごくお金になりますよね。ダンボールは、前はこちらが払っていたんですけど、今はお金になるので、例えば宇美町とかは1回回って資源になるのでそこに出してくださいということで、お金に変えているということで、今リサイクルボックスだけでも、役場のほうだけでも400万円ぐらい収入になっていますが。最近ではコロナで宅配を取る方が非常に増えてきて、ダンボールが非常に多くなってきています、どこも。そして、おまけに廃品回収、集団回収等がないので、家にたまって、それを役場に持ってくるのも車があればできるけど、それも大変だというようなことがあると思うんです。

もし、その2,800万円かかるなら、その回収ポンベのときにダンボールも一緒に回収するとか、それをお金に変えるとか、何らかの形で、方法で軽減策とございますか、取れないかなというものの検討もできないかなということで、どうでしょうかということでお聞きいたします。

○議長（松山 力弥） 誰が答えますか。

○町長（平松 秀一） はい。議長。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 高齢者のワクチン接種については、御指摘のとおり本数がまだ固まっておられませんから、例で挙げますと恵昭園とかそういったところで本数がある程度把握したりとか、デイサービスいろんなところへありますから、その分で数を把握した上で、まず施設から。その上で大量にファイザー社のワクチンが供給されるようになったときに、65歳以上についてというような形が一番いいのかなということで担当課のほうとは今協議中でございます。

ごみ問題は、もう先ほど言ったように、ちょっとしばらくお任せください。ダンボールの回収をやるとすると、とんでもない数が出るんです。そうすると、2,800万円じゃ済まないです。だから、いろんなことを総合的に判断した上でごみの回収はやっておりますので、今しばらく我々のほうにお任せ頂きたいと思います。

以上です。

○議員（14番 今村 桂子） 臨機応変な対応が必要なコロナウイルスのことだと思いますので、今も一生懸命頑張っておられると思いますけれども、今後もよろしくお願いをしたいと思います。

スプレー缶に関しましては、いろんな苦情等が私たちのほうにも上がってきているので、スプレー缶とかごみを出すのは女性なので、多分女性の声が区長さんたちにも届かないこともあるのかなと思っております。でも検討を、今後いろんな意見を聞いて検討していただけるということですので、皆さんのほうにはそういう話があったときは私たちのほうも伝えますけれども、検討のほうもよろしくお願いをしたいと思います。

以上で、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（松山 力弥） 6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） おはようございます。6番、川口満浩です。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

本日、私は、今後の行事の在り方についてお尋ねします。

今年度は、校区も行政区も行事や伝統文化の催しが中止を余儀なくされ、地域の方々とのつながりや交流ができない、達成感のない寂しいときを過ごした感があります。実態の分からないウイルス感染症のため、まずは町民の命を守るという町長のお考えの下、中止の決断は当然のことです。やむを得ないと思います。

現在、イベント、スポーツ観戦など制限と対策を行い実施し、緊急事態宣言により、感染者が減少に向かい、落ち着きつつあります。

さらに、ワクチン接種の開始により、今後行事等の状況は変わる可能性があり、開催を待ち望んでいる町民は多く、楽しみにしていると思います。

4月になれば、校区や行政区では年間行事の開催に向けた準備が始まりますが、今後の行事の在り方についてどのように考えていますか。

行事や伝統文化の催しなど行う、行わない判断は、町主催以外、体協、コミュニティーなど各主催者、各種団体そして各行政区長が最終決断しますが、対応、対策など町の方針、決断の発信はそれぞれ特に町民は町のメッセージとして注目しているところであると思います。

それでは、3点お尋ねします。

初めに、須恵町新型コロナウイルス対策会議の協議を受け、本町主催事業は6月まで実施しないことが決定しています。若杉クラブなど、御高齢の方にとっては行事等が行われないこと、また不要不急の外出自粛と家にこもるケースも多くなり、触れ合いの場、友達と会話をする機会が以前より少なくなったのではないかと思います。分館によっては、公民館で人数制限など町の方針に沿って行事等が行われているようで、できれば全分館で対策を取り、出かける、参加する機会を設けてあげたいところです。

そこで、来年度の行事は、開催を前向きに検討されていると思いますが、町独自の開催基準はありませんでしょうか。

2点目に、対策会議の協議で十分と言われれば皆さん従いますが、いろんな方の意見もあると思います。行事等の開催の是非を協議する検討委員会を設置されてはいかがでしょうか。

3点目に、令和3年度の校区や行政区の行事計画、伝統文化の準備など少なからず進められていると思います。この1年間、たかが1年ですが、行事や伝統文化の催しを中止したことで今後の行事の内容ややり方、感染対策など、また次に向けた新たな競技や種目、イベント等の見直しの機会でもあるかもしれません。私も以前は、バレー、ソフト、綱引き、ファミリーカイトと参加をしておりました。ですから、今までの体育行事等を批判しているわけではありません。新たな行事として、昨年12月のイルミネーション事業は、副町長発案により各コミュニティーでそれぞれ実行委員会を立ち上げ、イルミネーションの設置場所、内容等の協議を行い、設営、点灯式と実現することができ、期間中は非常に盛り上がり、新たな結果を残したと思います。

確かに、町主催以外、行事は町の権限で決めることではないでしょう。この機会に、コロナ禍の中で新たな行事に取り組むなど、行事の見直し、新たな発想の提案をされてはいかがでしょうか。お願いします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。

○町長（平松 秀一） はい。議長。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 今後の行事等の在り方についてどう考えているんだという中身だろうと思いますけれども。

まず、質問された3つの質問にお答えする前に、私を知る限りの昭和40年代中期から歴代町長、須恵町議会、須恵町の方々と培ってきたまちづくりの在り方について御説明申し上げ、そこが原点なんだということを御理解した上で、私の私見も交えて御説明申し上げたいと思います。

今の須恵町を育て上げられた諸先輩方は、今で言うところの自助、共助、公助を強く意識され、まちづくりに取り組んでこられたと私は確信しております。

昭和40年代中期以降は、高度成長期に入り、個人個人の生活のみならず、快適な地域での生活に目を向け、どのようにしたら住みよい地域になるのか真剣に考え、発信しようと熱い思いでまちづくりに取り組んでこられました。町という地方自治体が自分たちにとって快適な場所となるよう、将来の須恵町を見据えながらの活動を展開されてきております。

検討課題は多岐に及び、各分野の福祉問題の解決方法、将来に向けての教育の在り方等々について議論され、行政ではなく自分たちでできることは自分たちで解決する。そして、その活動において町民だけではできない分野を行政が担うというシステムを今まで作り上げてこられてきております。

個人ができることは個人で行動する、1人ではできないことはそれぞれの分野で自主活動組織による活動等問題解決を図る、それ以外で行政が責任を持って行うことは行政が行い、支援を行っていく。まさに、理想的な三位一体となったまちづくりを行ってきたのが当町ではないでしょうか。

その活動の一つにスポットを当ててみますと、社会教育活動において、教育委員会、社会教育委員代表者会、当時の体育指導委員会を中心とした各種団体の自主活動の活動が挙げられます。その流れは、行政主導型の社会教育活動から脱却し、それぞれの分野で組織化された自分たちが目指す目標に向かって活動を展開される中で、生涯教育、生涯学習の理念に基づいた学校支援型ボランティア組織として3小学校区に校区コミュニティを発足され、時代の変化に対応すべく、第三小学校においては、学校支援のみならず地域問題解決型の自主組織として暮らしのコミュニティモデル事業に取り組んでもらっております。

コロナ感染症蔓延により活動が制限される中で、今まで当たり前であったことが当たり前ではなくなり、自分たちが行ってきた活動が制限される中での不安や焦りは十分に理解しております。

しかしながら、それぞれが行ってこられたことに対し、行政があるいは私が全ての活動に対し方針決定や指示を出すというのはいかかなもののでしょうか。今コロナ禍だからこそ、各組織がもう一度考え直し、どうやったら新しいまちづくりのためにそれぞれの組織が活動できるかといういい機会、時間を与えられたと捉えられないのでしょうか。

人から指示される、方向性を示される、それに肅々と従うというのは最も楽な方法かもしれませんが。私は、この1年間町民の方々や企業の方々が極力不安を感じられないことがないように、議会ともお諮りし、できる範囲で施策を展開してまいりました。今しばらくは事態を見つめ耐えるときだと判断しております。コロナが終息しないまでも、行動制限が緩和される時は来ます。それまでの間は、各団体がコロナ感染症が緩和したときの活動方法やシステム変更について準備をしていただき、その内容等について相談されたときには真摯にお聞きし、お手伝いできることは迅速にお手伝いしていかなければならないと考えております。

須恵町の先輩たちが築かれ、活動されてきた功績により、今の須恵町があります。その理念を忘れることなく、それぞれの団体、組織が今後も形を変えながらも自主活動されていくことを私は強く望みます。そのお手伝いをするのが最良のまちづくりにつながると確信しております。

確かに、コロナウイルス感染症が終息とはいかないまでも、活動制限が大きく緩和された後の須恵町の行政施策を立案し、議会にお諮りし、町民の方々に同意頂くのは私の役目であり、責任であることは自覚しております。そのことを御提案申し上げるのはもう少し先ではなからうかと思っております。

それでは、3つ質問されておりますのでお答えしますけども。

1問目ですけども、須恵町主催の行事というのは、町制施行記念分館訪問駅伝だけでありまして、それ以外は、先ほどの趣旨に従って皆さんが活動していただいている。この1年間の活動を見ている、要するに社会教育課を通して、我々はお諮りしている。要するに、緊急事態宣言が出たとき、国、県の指針に従ってお願いできませんかと、そういった形で今動いているということです。

要するに、町の状況判断については、きちんとお伝えした上で、それぞれの団体が自分たちの考えの中でどうやるんだという判断までは私は奪うつもりはございません。

2問目ですが、行政内部に管理職を中心としたコロナ対策会議を設置しており、臨機応変に開催し、情報収集を行い、方向決定をするようにしております。これについては、真っ先に議長を通して議会のほうにお諮りする中で、臨時の予算案という形で皆様のほうにお示ししていると、そういったことでございます。

3問目ですけども、これにつきましては、冒頭申し上げました趣旨によりまして今後判断してまいりたいと考えております。今後、徐々に各種団体の方々と意見交換会を行い、自主活動を阻害しない方法で、明るい、住んでよかったと思えるまちづくりについては一緒に参加していくし、財政的に支援しなければならないところはしていくし、新たな形を、様式を、システムを検討なさり、それに挑戦なさる団体についてはそれを支援してまいります。

須恵町のすばらしさは、以前から私申し上げておりますけども、町民の人たちは本当にすばら

しい。何をしてもらえるかではなく、何ができるのかという理念の下に立って須恵町民の方々は行動していただいております。これは、自立した行動活動であり、それを阻害するわけにはありません。コロナだからこそ、この原点に立ち返って、皆さん、各種団体、個人がもう一度その辺りを考えていただいて、緩和したときには、行政、議会が一丸となって新しいまちづくり、方向性を示して、明るいまちづくりをやっていきたいと思います。

今は、もうしばらく静観し、耐えるときだと思っておりますので、町民の方々には非常に御不便、各種団体の方々に御不便かけますけども、皆さんと共に明るい未来が来ることを信じて、そのいろんな施策については地方創生臨時交付金等を活用しながら、しばらくの間は耐えていきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） 先ほど町長のほうから、須恵町という町は本当に町民の方がすばらしい方がそろっていて、それを基にその中で皆さんがいろいろ考えてやってきていると、私もそう思います。私もその一員としていろんなことをやらさせていただきましたので。

それに変わりはないんですけども、こういうコロナという状況、今後これ以外のことでもこういうことが起きないとも限りません。皆さんが考えて、もちろん考えていかなきゃいけないんでしょけども、各種団体、それから各行政区の区長、それぞれが考えてやっていくことではあるんですが、やはりその上に立つ町の一つの方針、そういったものをやはり皆さん気にするというか、聞きたいんですね。どういう方向性を持っているんだと。最終的なそれぞれの団体であり各區長でありが判断することではあるんですけども、まずどういうふう考えているんだということの方向性であるとか、そういったものをやはりお示しはしていただきたいと。確かに、それを出したからといって、それに従わなきゃいけないということではないかもしれませんが、一つの方向性としてのものは出していただきたいというふうに、私は思います。

伝統ある今までの行事というものは、私も先ほど言いましたように参加をしてみました。これをどうのこうのということで覆すものではないんですけども。

先日、社会教育課のほうから資料のほうをちょっと出していただきまして、長きにわたって確かにこの須恵町の大会、築き上げてきた伝統行事の大会等があります。分館によっては、いっぱいいい面もあり、平成27年からの5年間の分館の参加状況を提出していただいたんですが、分館それぞれの事情の中で大会に出場していると思われ、町としてのバックアップがあることにより、将来への展望、希望を持ってもらえるのではないかと。

一つの例ですけども、この数年、新たなスポーツとしてeスポーツとかそういったものが、ゲーム式のスポーツ、これは2024年にパリのオリンピックでメダル種目として追加されると

されています。須恵町ってこんなこともやっているんだと思わせるような競技の提案というものを何かここで一つ変える、追加するということも検討されてもいいんじゃないかなと私思います。

今話を聞いていても、現段階ではないのかもしれませんが、そういった新たなものを、若い方に特にまた目を向けてもらえるようなそういったスポーツ等をまた取り入れていくという検討等をしていただけるということはないのでしょうか。一つ、そこをお願いします。

○町長（平松 秀一）はい。議長。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 何も否定しているわけじゃないんです。だから、この須恵町というのは本当に良い町で、皆さんが本当にいろんな意見があるけども、一步引いてみんなでやれるんならやっっていこうかと、本当に良い町なんです。

それに対して、コロナだからといって、要するに緊張感のある中で今後こうやっていくんだというの、私はそぐわないと思います。

だから、今おっしゃっているeスポーツについては、これ議会のほうには報告やっていませんが、実はSUENOBAスポンサーになって、福岡県の大会のeスポーツにどういったものかというので参加したこともあります。これは、素晴らしい大会です。以前の一般質問でもバーチャルリアリティーの話をしましたよね。だから、いろんな可能性は秘めています。

そういったことも含めて、世の中がそういうふうになっていくんだと。でも、その中でコミュニティというのは絶対忘れてはならないんだと。その方針というのは、この須恵町は持っていますというメッセージをこの前お伝えしたと思います。

だから、議員がおっしゃっていることはよく分かるんですけども、それは私が言っている理念の一部のことであって、だから、それは要するに私が発案するんじゃなくて、皆さんから提案されて一つの形になっていくのがいいんじゃないかと言っているんです。

今、コロナ禍で、シニアクラブの方々とか本当に行動を制限されて、私も本当に大好きな人たちですから、もう本当に不安で不安で私がたまりません。大丈夫かな、大丈夫かな。でも、今は、それをあえて皆さんが喜ばれるようなことをやることによって、大きな負担を強いてしまう。だから、今しばらくはちょっとできませんよねと。その中で、各種団体等いろんな方々と今後話し合いの場を持って行って、新しい形のコミュニティを創造していく必要があると、その責任を取るの、私であるということは分かっております。

ただ、今の段階で、私がじゃあこうしようというのは、あまりいい時期ではない、思います。そういった意味で申し上げたことであって、この町というのは本当に素晴らしい町で、町民の方々素晴らしい人がそろっていらっしゃると思います。ですから、皆さんに元気になってもらいたい。

例を挙げると、このコロナ禍で、何でいち早く生活商品券、1万1,000円のプレゼントや

ったかと、くすっと笑ってもらいたかったんです。コロナ禍の中で、何かよその町と違って何かもうけたよねと。そういった遊び心も含めた上でああいったことをやったわけですけども。今後、皆さんがくすっと笑えるような中でこの須恵町というのが展開していけばいいなと思います。

ですから、今しばらくお待ち頂いて、そんなに遠い話ではないと思いますので、その時点では私はいろんな団体の方々とお話して、いろんな方々とお会いして、それを総合しながら変えていくところは変えていかんといかんでしょうし、今までどおりがいいというところは今までどおりがいいと思います。

ただ、須恵町というのは、この町民性によってこの町が持っているということを理解した上でやらないと、要するに、あんまりトップダウン方式でやってもうまくいく町じゃございませんので、その辺りを理解した上で、最終的判断は私がやっていきます。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） 今、町長が話されましたように、みんなで考えて、こういうことを一つやっていこう、こういう提案を上げていこうということで次に進むのであれば、またそういうことで皆さんいろいろ提案して取り組んでいくんじゃないかなと思いますんで、そのときにはぜひとも前向きにやっていただきたいなと思います。

ちょっと聞くのが逆になってしまったんですけど、開催基準ということで、国、県の指針に従った形でやっているというふうなことで先ほど町長言われましたけども。2月4日の段階で新型コロナウイルス対策会議ということが協議を行われて、6月までの分が中止が決定したと。この辺の具体的にどういう内容で話されて、どういう国や県の指針とかいうものを含めて、須恵町としてはこういう判断をしましたというところを、できれば公表していただきたいということがあれば、すいません、私がそれを把握していないだけかもしれないんですけども。そういうことで、各種団体、区長、その辺というのは納得されるんじゃないかなと思いますので、またそれを区民の方とかにも説明することもできるのかなと思いますので。私がちょっと把握していない面もあるのかもしれませんが、ちょっとその点一つお願いします。

○議長（松山 力弥） 答えたけど、もう一回、ちょっとだけまとめて、これが最後ですから。

○町長（平松 秀一） はい。議長。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 町独自の判断で中止を依頼したのではなくて、相撲大会については相撲協会のほうから中止すると、バレーボールについても自分のところで中止すると、つつじまつりについても自分たちで中止するという報告を受けたということです。

○議長（松山 力弥） もう質問はできませんので。

○議員（6番 川口 満浩） 分かりました。バレーボールに関しても、私ちょっと別のところで話聞いていたのと、また違うわけじゃないんでしょうけども、その方法であったのかなということ
を改めて聞くこともできました。

また、今後もそういう会議等があれば、公表というか、表に出していただきたいなというふう
に思います。

町民みんながコロナ禍の中で須恵町の行事を心待ちにしていると思います。できるのであれば、
準備と対策を、できないのであれば、さらなる我慢を強いられます。

ワクチン接種は始まっていますが、今までの生活に戻るには二、三年かかるのではとも言われ
ています。新しい生活様式が当たり前になり、新たなスタイルでの行事、催しに取り組むタイミ
ング、また今までとは違う生活スタイルになるタイミングかもしれません。アフターコロナで人
が集まっても、安心できる環境づくり、政策論議、まちづくりの将来像が必要になるのではない
かと考えます。みんなで知恵を出し合ってつくり上げていただきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） これにて、一般質問を終結します。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、10時30分より全員協議会を開催しますので、特別委員会室に御集合願いま
す。

次の本会議は、3月19日午前10時から行います。

本日は、これで散会します。

午前10時18分散会

議事日程(第4号)

令和3年3月19日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第16号 須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第17号 須恵町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第18号 令和3年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第 4 議案第19号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計の提出について
- 日程第 5 議案第20号 令和3年度町須恵町後期高齢者医療特別会計の提出について
- 日程第 6 議案第21号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計の提出について
- 日程第 7 議案第22号 令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計の提出について
- 日程第 8 議案第23号 令和3年度須恵町水道事業会計の提出について
- 日程第 9 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第16号 須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第17号 須恵町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第18号 令和3年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第 4 議案第19号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計の提出について
- 日程第 5 議案第20号 令和3年度町須恵町後期高齢者医療特別会計の提出について
- 日程第 6 議案第21号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計の提出について
- 日程第 7 議案第22号 令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計の提出について
- 日程第 8 議案第23号 令和3年度須恵町水道事業会計の提出について
- 日程第 9 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員(14名)

1番	白水春夫	2番	男澤一夫
3番	稲永辰己	5番	藤野正剛
6番	川口満浩	7番	児玉求

8番	世利孝志	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	田ノ上真
12番	田原重美	13番	三上政義
14番	今村桂子	15番	松山力弥

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	係長	白水誠
----	-----	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	安河内文彦	総務課長	諸石豊
会計管理者	合屋浩二	子ども教育課理事	御手洗文生
地域振興課長	甲能裕和	上下水道課長	稲永勝章
健康増進課長	今泉英明	住民課長	合屋真由美
福祉課長	吉川聡士	都市整備課長	世利昌信
まちづくり課長	平山幸治	社会教育課長	安河内ひとみ
税務課長	横山剛	住民課参事	百田敦
総務課参事	舩本直明	まちづくり課参事	船井弘喜
子ども教育課参事	吉本孝治	総務課課長補佐	白水婦美
監査委員	吉松辰美		

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

ここで、一括議題についてお諮りします。議案第18号から議案第23号までは、関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって一括議題とすることに決定しました。

日程第1. 議案第16号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第16号須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第16号須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案の理由を申し上げます。

地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要が生じたことによるものです。

防災・防犯や環境衛生など、地域の課題や問題をその地域に住む人々が、自らの知恵と力で解決していこうという暮らしのコミュニティ事業を実践するための拠点施設として、旧アザレア幼児園跡をコミュニティセンターとし、位置づけの確立及び管理の明確化を図ります。

2ページの第1条から4ページの第20条で構成されており、第1条の設置から、管理、職員、休館日、開館時間、使用の許可、許可の基準、使用权の譲渡等の禁止、特別の設備の設置等、許可の取り消し等、使用料の徴収、使用料の減免、使用料の不還付、入館の制限等行為の禁止、立ち入り等原状回復の義務、損害の賠償等が定めてあり、第20条の委任で、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしております。

5ページに、別表1として名称と位置を、6ページに別表2として使用料が明記されています。

4ページに戻り、附則として、この条例は令和3年4月1日から施行するとしております。

総務建設産業委員会、全員賛成で可決です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第16号について採決に入ります。本案に対する委

員長の報告は可決です。よって、議案第16号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員あります。よって、議案第16号須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第17号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第17号須恵町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第17号須恵町職員定数条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、常時勤務を要する再任用職員の増加などに伴い、職員定数を改めるため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページをお願いします。新旧対照表で説明いたします。

第2条第1項第3号教育委員会の事務局部局の職員を、37人から47人に改正します。

2ページにお戻りいただいて附則でございます。この条例は、令和3年4月1日から施行するとしています。

内容について説明します。

職員定数を160人から170人とするもので、今後増加するフルタイム勤務の再任用職員への対応と、近年の複雑多様化する自治体業務への対応や新しい事業への取組などで、慢性的に職員が不足している状態を解消するため、今回改正するものでございます。

また、教育委員会部局の現在の人員が条例定数を上回っており、現状に合わせた定数にするため、10人増員とするものです。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第17号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第17号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第17号須恵町職員定数条例の一部を

改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第18号

日程第4. 議案第19号

日程第5. 議案第20号

日程第6. 議案第21号

日程第7. 議案第22号

日程第8. 議案第23号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第18号令和3年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第4、議案第19号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第5、議案第20号令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第6、議案第21号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第7、議案第22号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第8、議案第23号令和3年度須恵町水道事業会計予算の提出について、以上6議案を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議長を除く議員全員による予算審査特別委員会に付託を受けておりました、議案第18号令和3年度須恵町一般会計予算から、議案第23号令和3年度須恵町水道事業会計予算の提出についてまでの6議案について、審査報告をいたします。

審査は、3月11日、15日、16日の計3日間で行いました。

それでは、各議案別に報告をいたします。

議案第18号令和3年度須恵町一般会計予算の提出について、予算書5ページです。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ104億1,000万円と定める。

第2項予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

地方債第2条地方債は、「第2表地方債」による。

債務負担行為、第3条債務負担行為は、「第3表債務負担行為」による。

一時借入金、第4条一時借入金の借入れの最高額は6億円と定める。

歳出予算の流用、第5条歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内での流用としています。

12ページ、第2表地方債です。

起債の目的、臨時財政対策債限度額4億3,000万円、一般会計出資債520万円、道路改

良事業債1,980万円、緊急防災・減災事業債920万円、須恵第一小学校長寿命化事業債1,990万円、須恵第三小学校校舎改修事業債7,880万円、文化会館舞台照明改修事業債1億7,550万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

13ページ、第3表債務負担行為です。

共同調達パソコン等リース、期間、令和3年度から令和9年度まで、限度額3億410万円です。

須恵町国土利用計画及び都市計画マスタープラン策定業務委託料、令和3年度から令和5年度まで、限度額2,300万円。

共同調達パソコン等リース（小・中学校分）、令和3年度から令和9年度まで、限度額4,250万円です。

一般会計歳入歳出予算の総額104億1,000万円は、新型コロナウイルス感染症の影響で税収が減少する見込みの中、ふるさと応援寄附金事業の拡大により、対前年度比10億4,000万円、11.1%の増となり、100億円を超える過去最高の予算規模となりました。

主な歳入予算は、1款町税は28億7,543万円、歳入全体の27.6%で、個人町民税1.7%、法人住民税は25.6%、固定資産税2.7%の減と見込み、対前年度比1億2,907万7,000円、4.3%の減です。

10款地方交付税は20億700万円、歳入全体の19.3%、これは新型コロナウイルス感染症の影響により、町税が減収となることや、地域デジタル社会推進費が新たに参入されることになるため、1億2,000万円、6.4%の増と見込んでいます。

14款国庫支出金は11億3,461万2,000円、歳入の10.9%で2,837万6,000円、2.4%の減です。施設型給付費、学校改善交付金等の国庫負担金の減によるものです。

15款県支出金は8億111万6,000円、歳入の7.7%で1億1,780万3,000円、12.8%の減です。これは保育所と整備事業費、県補助金の減によるものです。

このほかに、対前年度と比較して大きく増加している歳入科目として、6款法人事業税交付金2,600万円、令和3年度から交付基準が変更となったため、1,100万円の増、9款地方特例交付金7,100万円、固定資産税の減収補填分として1,700万円の増、17款寄附金10億5,000万3,000円、ふるさと応援寄附金の増などで10億3,700万1,000円の増です。

歳入の構成比ですが、歳入の自主財源は全体の47.8%で、依存財源は52.2%です。前年度から自主財源の構成比が4.2ポイント上がっています。ふるさと応援寄附金の増が要因です。

歳出ですが、主なものとして、2款総務費22億5,917万3,000円は、歳出の

21.7%で、主にふるさと応援寄附金事業及びふるさと応援基金積立金の増で、10億7,043万1,000円、90%の増です。

3款民生費38億4,257万3,000円は、歳出の36.9%で、保育所等整備事業費補助金の減です。1億1,992万4,000円、3%の減です。

4款衛生費10億7,584万4,000円は、歳出の10.3%で、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金の増などにより、1億5,457万7,000円、16.8%の増です。

8款土木費6億5,711万9,000円は、歳出の6.3%で、公共下水道事業特別会計繰出金の減などにより225万円の減です。

9款消防費4億1,192万8,000円は、歳出の4%で、中部防災センター（仮称）建設に伴う測量設計業務委託地域防災計画改定業務委託などにより2,153万9,000円の増です。

10款教育費12億812万6,000円は、歳出の11.6%で、文化会館舞台照明改修工事や須恵第一小学校長寿命化設計業務が新規事業として追加になりますが、小中学校のトイレ洋式化、アザレアホール1階のトイレ改修が終了したことにより7,688万6,000円、6%の減です。

12款公債費5億9,546万9,000円は、歳出の5.7%で、令和2年度に償還終了が6本、新たに13本が償還開始となりますが、償還元金が減少したため、980万9,000円の減となります。主に、総合運動公園整備事業債の償還が終了したことが要因の一つですが、東中学校大規模改造事業債第2期や小中学校空調設備設置事業債、防災行政無線整備事業債などが、令和3年度から償還開始となります。

歳出の構成比は、義務的経費が39.8%で前年度比1.3ポイントの減、投資的経費の普通建設事業費、災害復旧費が5.1%で3.1ポイントの減、その他の経費が55.1%で4.4ポイントの増です。ふるさと応援寄附金事業及びふるさと応援基金積立金の大幅な伸びにより、その他の経費が増加しています。

基金の状況ですが、令和2年度末の財政調整基金の見込み額が24億2,076万5,000円、減債基金が2億8,442万5,000円、ふるさと応援基金が4億2,349万7,000円で、当初予算のための令和3年度の財政調整基金の取崩し予定額は、5億2,000万円と見込んでいます。

質疑として、歳入では、15款県支出金において、地域密着型施設等整備県補助金の事業者についての質疑では、今後決定していくとの回答がありました。

歳出では、2款総務費において、行政支援業務委託料についての質疑があり、行政の商工振興事業の支援として、スエノバに委託しているとの回答でした。

在留外国人受入環境整備事業の国際交流業務委託料と一元化相談窓口業務委託料の詳細、外国

人何人ぐらいを想定しているかとの質疑では、国際交流業務委託料については、ホームページ、町の文書などの翻訳業務の委託料で、一元化相談窓口業務委託料については、スエノバのワンストップ相談窓口の対応です。須恵町の人口の約1%が外国人です。技能実習生が多くなってきており、日本語があまり使えない方々への町のお知らせ、コロナのお知らせや対応などを行うための委託料ですとの回答がありました。

グラフィックソフトウェア利用料について、ソフトの購入なのか、職員が使えるソフトなのかとの質疑があり、ホームページを11月から新しくするためのソフトの購入で、LINEのスタンプをつくるなど、職員が使えるソフトですとの回答でした。

地縁団体設立認可申請手続業務委託料についての質疑では、令和2年度にふれあいレインボーが法人格取得している。すこやかコミュニティ、いきいきコミュニティでも法人格を取得していただくための委託料ですとの回答でした。

4款衛生費において、住民健診の個別健診委託料の健診予約についての質疑があり、各個別の受診したい病院に電話で予約をして、健診の流れになるとの回答でした。

妊婦健康診査委託料についての質疑があり、福岡県、佐賀県、大分県医師会への委託料ですとの回答でした。

食生活改善推進協議会補助金の減額についての質疑では、今年度コロナのために事業がなかったため、その分の補助金を次年度に活用することによる減額ですとの回答でした。

6款農林水産業費において、荒廃森林整備事業での委託がなくなっているが、今年度はどんな事業をやるのかとの質疑では、業務委託として、須恵町で整備を行う面積がないので、事務費として県からの補助金を充当するとの回答でした。

ため池ハザードマップの作成は、地域防災計画を踏まえて作成するのかとの質疑では、地域防災計画に位置づける、総務課防災係と連携して話し合っているとの回答でした。

9款消防費において、行政区自主防災組織補助金は、区に一括で支出されているのかとの質疑では、区からの要望により、自主防災組織に一括で全額を支出されている区と、自主防災組織の長の報酬5万円と、自主防災組織への補助金を分けて支出されている区があるとの回答でした。

討論において、反対討論があり、ふるさと応援寄付金の予算が歳入で4億円となっており、予算の配分がおかしいとの理由で反対するとの反対討論がありました。

以上、採決の結果、賛成多数で可決です。

続いて、議案第19号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、特別会計予算書の5ページです。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億2,100万円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
当初予算の概要として、被保険者は減少していますが、高額療養費の増加により、保険給付費全体では増額となっています。

また、1人当たりの医療費も増加していますが、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、被保険者の受診控えと自治体の負担軽減を考慮され、県より示されました納付金が減額となっています。

このことにより、歳入の県支出金が増え、一般会計からの繰入金を減額し、県より指導されている赤字解消に向けた取組ができているところです。

予算総額は、前年度と比較して、金額で5,200万円、率で1.7%少なくなっています。

歳入では、1款国民健康保険税5億3,120万円、対前年度比較2,090万円、3.8%の減額、予算の17.6%を占めます。

4款県支出金22億1,611万9,000円は、医療費の支払いに充てるための保険給付費等県交付金及び災害や景気変動と特別な事情が生じた場合交付される財政安定化基金県交付金で、予算の73.4%を占めます。

5款繰入金2億7,047万1,000円、対前年度比較3,696万5,000円の減額は、主にその他の一般会計繰入金の減額によるもので、予算の9%を占めます。

歳出では、1款総務費3,068万4,000円、対前年度比較219万5,000円の減額は、人件費の減が主なものです。

2款保険給付費21億7,923万2,000円、対前年度比較541万2,000円の減額で、予算の72.1%、1人当たりの医療費は上昇していますが、被保険者数の減によるものです。

3款国民健康保険事業費納付金7億7,243万4,000円で、対前年度比較5,879万5,000円の減で、予算の25.6%、県全体の保険給付費について、国・県費等の公費で賄われない部分を県内市町村で分かち合う制度で、医療水準や所得水準、年齢構成等で算定された額を県へ納付するものですが、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮され、大幅に減額されています。

6款保健事業費3,462万8,000円で、対前年度比較329万円の増で、予算の1.15%、被保険者の健康増進と医療費抑制のための保健事業の充実を図るものです。

以上、採決の結果、全員賛成で可決です。

次に、議案第20号令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、特別会計予算書の55ページをお願いします。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,300万円と定める。

第2項歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料2億7,280万円、対前年度比較3.3%の増額。

3款繰入金1億1,014万2,000円、対前年度比較4.2%の増額は、人件費を含む事務費に係る繰入金と保険料軽減分に相当する保険基盤安定繰入金を計上しています。

歳出では、1款総務費1,248万1,000円、対前年度比較13.6%の減は、職員人件費が主なものです。

2款後期高齢者医療広域連合納付金3億6,835万9,000円、対前年度比較4%の増は、保険料等の負担金が主なものです。

3款諸支出金101万1,000円、前年度比と同額の計上で、主に保険料の還付金です。

以上、採決の結果、全員賛成で可決です。

議案第21号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、特別会計予算書の87ページです。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億3,200万円と定める。

第2条地方債は、「第2表地方債」による。

91ページ、第2表地方債です。

起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分限度額2,310万円、多々良川流域関連公共下水道分1億6,490万円、資本費平準化債公共下水道分9,900万円、資本費平準化債流域下水道分1,710万円、特別措置分4,170万円、公共企業会計適用債730万円です。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりです。

歳入では、1款分担金及び負担金で1,308万8,000円は、供用開始面積の減により17万4,000円、1.3%の減、2款使用料及び手数料で、使用料3億1,938万9,000円は、前年度実績による増を見込んで4,086万2,000円、14.7%の増。

3款国庫支出金で、下水道費国庫補助金8,500万円は、管渠築造工事の減により700万円、7.6%の減です。

5款繰入金で、一般会計繰入金3億3,786万8,000円は、2,271万円、6.3%の減です。

下水道施設整備基金繰入金2,354万4,000円は、67万9,000円、2.8%の減で、平成29年度から令和2年度までの基金積立を当該年度の令和3年度に繰り入れます。

7款諸収入7,000円は、還付消費税の実績を見込んで299万9,000円、99.8%の減です。

8款町債で、下水道事業債3億5,310万円は、第2表地方債で、流域下水道建設費等の減により4,030万円、10.2%の減です。

歳出では、1款総務費2億6,275万6,000円は、負担金の増により3,235万

1,000円、14%の増、2款下水道事業費3億5,820万7,000円は、工事請負費等の減により7,291万5,000円、16.9%の減。

3款公債費5億1,004万2,000円は、償還金の増により807万9,000円、1.6%の増です。

以上、採決の結果、全員賛成で可決です。

議案第22号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、特別会計予算書の127ページです。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,500万円と定める。

第2表地方債は、「第2表地方債」による。

131ページ、第2表地方債です。

起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債限度額2,130万円、公営企業会計適用債470万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

歳入では、2款使用料及び手数料で、下水道使用料647万円は、前年度実績により31万8,000円、5.2%の増。

3款繰入金で、一般会計繰入金4,252万2,000円は、1,321万7,000円、23.7%の減。

6款町債で下水道事業債2,600万円は、510万円、16.4%の減です。

歳出では、1款総務費334万5,000円は、委託料等の減により65万6,000円、16.4%の減です。

2款農業集落排水事業費1,469万4,000円は、需用費等の減により932万円、38.8%の減です。

3款公債費5,621万6,000円は、償還元金の減により813万3,000円、12.6%の減です。

以上、採決の結果、全員賛成で可決です。

議案第23号令和3年度須恵町水道事業会計予算の提出について、別冊の水道事業会計予算書の3ページです。

第1条水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条業務の予定量は、1、給水戸数1万1,000戸、前年対比0.2%の増。2、年間総給水量279万2,000立方メートル、4.4%の増。3、年間有収水量268万1,000立方メートル、5.7%の増。4、1日平均給水量7,649立方メートル、4.4%の増。5、建設改良事業費1億1,992万6,000円、11.4%の増、これは浄水施設改良事業の増によるものです。

第3条収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入は、第1款水道事業収益6億4,939万5,000円、前年度比2.2%の増、主なものは、第1項営業収益のうち、給水収益の増によるものです。

第2項営業外収益2,297万3,000円、2目長期前受金の収益化については、会計処理上の計上される利益のため、現金収入は伴わないものです。

支出は、第1款水道事業費5億9,237万8,000円、前年度比1.8%の減、第1項営業費用5億6,716万4,000円、868万3,000円の減、主なものは人件費によるものです。

第2項営業外費用2,401万4,000円、第3項特別損失20万円、第4項予備費100万円。

4ページです。

第4条資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額1億6,251万8,000円は、損益勘定留保資金で補填する。

収入は、第1款資本的収入2,700万円、前年度比28.6%の増、これは配水管と施設改良工事に伴う負担金の増です。

支出は、第1款資本的支出1億8,951万8,000円、9.5%の増です。

第1項改良費1億1,992万6,000円は、浄水施設改良工事の増により1,229万4,000円の増です。

第2項企業債償還金6,959万2,000円は、返済年が経過のため、元金償還金が多くなっており47万7,000円の増です。

第5条議会の議決を経なければ流用することができない経費、1、職員給与費8,635万5,000円、人事異動により7.6%の減。2、公債費10万円です。

第6条棚卸資産の購入限度額は600万円と定める。

以上、採決の結果、全員賛成で可決です。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。

全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第18号について、討論に入ります。討論はありませんか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 議案18号令和3年度須恵町一般会計予算の提出について、反対討論をいたします。

3月17日現在、福岡県新型コロナウイルス感染入院療養者は410人、中等者90人、重症

者12人、計512人が療養中です。まだ、新型コロナウイルスは、沈静化しておりません。

田村厚労大臣は、本年1月22日、複数の検体を混ぜて分析を行うプール方式、抗原検査簡易キットの使用、抗原定性検査を行政検査として認めました。医療機関や介護施設を中心にクラスターの防止に役立てたいと会見で述べ、同日、事務連絡要請として発出しております。

新型コロナウイルス対策として、PCRとプール方式、抗原定性検査と新型コロナワクチンの接種と併用する施策が必要だと思います。コロナワクチンの予算は計上されておりますが、PCR等検査の予算の計上も必要ではないでしょうか。

また、ふるさと応援給付金10億5,000万円の予算が計上され、約4億円の歳入増ですが、予算の配分に検討が必要ではないでしょうか。

まだまだコロナ禍で苦勞されている小規模事業者、前年比売上15%から29%減に10万円、また、大企業の非正規社員、専門学校生、大学生等に10万円の学生応援給付金、もしくは1万円のクオカードを予算に計上されること、また、国保特別会計に他町と足並みを、（発言する声あり）他町、（「関係あると」の声あり）他町と……関係あります。他町と足並みをそろえるように、法定外繰出しをして、国保税を減額し、経済的理由で病院に行けない人をなくすよう要請し、反対討論いたします。

○議長（松山 力弥） ほかに討論ありませんか。白水 春夫君。

○議員（白水 春夫） 賛成討論いたします。

令和3年度須恵町一般会計は、須恵町にとって過去最高の100億円超えの予算になっています。特に、ふるさと納税事業やコロナ対策に、十分に配慮されていますので、賛成いたします。

○議長（松山 力弥） ほかにありませんか。——これにて討論を終結します。よって、議案第18号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第18号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第18号令和3年度須恵町一般会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号について討論に入ります。討論はありませんか。児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 議案19号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、反対討論をいたします。

本町の今年2月28日現在の世帯数は1万2,258世帯です。昨年6月1日時点の国保加入世帯は3,564世帯、全世帯の29%になります。その457世帯が滞納世帯で、また、407世帯が保険の有効期間が3か月から半年、または1年の短期被保険世帯であります。そして、1市7町の中で、本町が一番短期被保険世帯が多いわけでありまして。これでは、保険期限切

れで病院にかかられないのではないのでしょうか。重症化すれば医療費も増加し、早期発見・早期治療に逆行いたします。

また、国保税が他町よりも高いのです。国保税のモデル、令和2年度保険税率で試算いたしました。給与収入221万円、給与所得136万7,000円、40歳代夫婦子ども2人の4人世帯、資産割があり、資産税5万円と過程、所得は……

○議長（松山 力弥） 児玉議員、ちゃんと反対討論を明確にしてください。

○議員（7番 児玉 求） だから、今……

○議長（松山 力弥） それは違うでしょう。（「長い」の声あり）あなたの持論でしょう。

○議員（7番 児玉 求） 聞いてください。（「演説はいいから」の声あり）

○議長（松山 力弥） だから、その予算についてのどこの部分が反対なのかを教えてください。

あなたのその……

○議員（7番 児玉 求） 今、説明しておりますよ。ちょっと聞いてください。

医療分、支援分、介護分の合計です。令和2年度保険税率で試算しておりますが、本町は23万1,000円、志免町は21万8,200円、粕屋町は21万2,100円、志免町より1万2,900円、粕屋町より1万8,900円高いのです。

本町は経済的弱者の方が多いのです。経済的理由で病院にかかれぬようなことがあってはなりません。コロナ禍の中、法定外繰入れをして、高い保険税を引き下げることがを要請して、反対討論といたします。

○議長（松山 力弥） ほかに討論ありませんか。——これで討論を終結します。よって、議案第19号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第19号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第19号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第20号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第20号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松山 力弥） 起立多数であります。よって、議案第20号令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第21号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、

議案第21号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第21号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第22号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第22号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第22号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第23号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第23号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第23号令和3年度須恵町水道事業会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第9、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の企画・構成について、総務建設産業委員会よりごみ処理に関わる発電事業について、文教厚生委員会より放課後児童クラブの施設状況について。

以上、各委員会申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、3月議会定例会の全日程を終了しました。

本会議終了後、午前11時10分より、広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員会の方は御集合願います。

この後、当議会広報の表彰の伝達式を行い、続いて、3月31日をもって定年を迎えられる4名の方に御挨拶をお願いしたいと思いますので、閉会后、そのまま自席でお待ちいただきたいと思ひます。

会議を閉じます。令和3年第1回須恵町議会定例会を閉会します。

午前10時52分閉会

会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松 山 力 弥

署名議員 8 番 世 利 孝 志

署名議員 9 番 三 角 栄 重